

有権者として求められる力を 身に付けるために

活用のための指導資料

🥯 総務省 🧼 文部科学省

### はじめに(総務省挨拶)



選挙は、民主政治の基盤をなすものであって、その健全な発達を期するためには公明かつ適正な選挙が不可欠であり、国民一人ひとりにとって、政治に参加する重要な機会です。 近年、国政選挙、地方選挙とも投票率は全般的に低下傾向を続けており、特に若い世代の投票率は、他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっています。

総務省では、これまでも、常時啓発事業のあり方等研究会の報告等を踏まえ、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を育てることを目指して、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識の醸成等に取り組んできました。

このような中、公職選挙法が改正され、平成28年(2016年)の参議院議員通常選挙から選挙権を有する者の年齢が、年齢満20歳以上から年齢満18歳以上に引き下げられました。この選挙権年齢の引下げは、70年ぶりの歴史的改正でしたが、若者に対する主権者教育の推進がより一層求められています。

こうした状況を踏まえ、平成27年(2015年)に、文部科学省と連携し副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」を作成し、提供してまいりました。

これは、選挙を通じた政治参加がより身近なものとなった高校生に、政治や選挙に関する知識を身に付け、関心を持ってもらうよう、選挙制度の解説や模擬選挙・模擬議会等の参加実践型の学習事例を掲載するとともに、選挙に際しての留意事項等をとりまとめ、全国の新高校1年生に配布することとしたものです。

あわせて、副教材を活用して指導する際の参考資料である本書については、この度、学 習指導要領の改訂を踏まえ、見直しを行いました。

主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟を進める教育が充実したものとなるよう、副教材及び本書が活用され、学校における主権者教育のお役に立つことができれば幸いです。

総務省自治行政局選挙部

### はじめに(文部科学省挨拶)



教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされています。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものです。これに基づき学校では、これまでも生徒の政治的教養を育む教育が行われてきました。

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては政治的教養を育む教育を一層推進することが求められています。

その際、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められています。

このため、文部科学省では、高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)で新たに導入した公民科の必履修科目「公共」において、必要な教育内容を規定するほか、現実の具体的な社会的事象の取扱いや模擬的な活動について規定することとしました。また、高校生向けの副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」を引き続き、国公私立全ての高等学校等の生徒に配布することとしました。副教材は、選挙の実際や政治の仕組みについて解説するとともに、全ての教科等において取り入れたい話合いの手法、また、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会など実践的な学習活動を紹介するものです。

あわせて、この副教材を学校で活用する際の留意点などをまとめた本資料を学習指導要領改訂ほか新しい情報を反映させる観点から見直しました。

各学校において、生徒が政治や選挙に関する理解を深め、我が国や地域の課題を理解し、 課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自 分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていくことができるよう、 本資料を積極的に活用し、政治的教養を育む教育の一層の充実を図ることを期待します。

文部科学省初等中等教育局

# 目 次

はし	<b>どめに</b>	2
	副教材の活用に当たって	6
	副教材を活用した指導事例	18
	解説編(生徒用p.6~29) について	18
	実践編(生徒用p.30~89) について	21
	実践編:話合い、討論の手法(生徒用p.32~37) ····································	25
	—(手法の実践①)————————————————————————————————————	
	ディベートで政策論争をしてみよう(生徒用p.38~43) ····································	29
	- (手法の実践②)	
	地域課題の見つけ方(生徒用p.44~49) ····································	21
	・巴以际区ソ元 フリ 刀 (土)(円).44 (~43)	<del></del>
	実践編:模擬選挙(1)(生徒用p.52~61)	38

論会をしよう(生徒用p.58~61) 45   45   45   48   48   48   48   48		
は 模擬選挙(2)(生徒用p.62~71) 48  LUMN  (援学校(知的障害)における取組 58  高:模擬請願(生徒用p.72~76) 63  高:模擬議会(生徒用p.78~89) 68  上の政治的中立の確保等に関する留意点 76  基本法等関連部分抜粋及び解説 76  選挙法関連部分抜粋及び解説 85  における指導に関する Q&A 89  における補助教材の適正な取扱い 98  学校等における政治的教養の教育と 学校等の生徒による政治的活動等 100		15
LUMN       58         議学校(知的障害)における取組       58         富:模擬請願(生徒用p.72~76)       63         富:模擬議会(生徒用p.78~89)       68         上の政治的中立の確保等に関する留意点       76         基本法等関連部分抜粋及び解説       76         選挙法関連部分抜粋及び解説       85         こおける指導に関する Q&A       89         こおける補助教材の適正な取扱い       98         学校等における政治的教養の教育と学校等の生徒による政治的活動等       100	以来引冊去でしよう(主張用p.36~01)	45
接学校(知的障害)における取組 58 (最	実践編:模擬選挙(2)(生徒用p.62~71)	····· 48
接学校(知的障害)における取組 58 (最		
語:模擬請願(生徒用p.72~76) 63 語:模擬議会(生徒用p.78~89) 68 上の政治的中立の確保等に関する留意点 76 基本法等関連部分抜粋及び解説 76 選挙法関連部分抜粋及び解説 85 こおける指導に関する Q&A 89 こおける補助教材の適正な取扱い 98 学校等における政治的教養の教育と 学校等の生徒による政治的活動等 100	COLUMN	
<ul> <li>最:模擬議会(生徒用p.78~89)</li> <li>上の政治的中立の確保等に関する留意点</li> <li>表本法等関連部分抜粋及び解説</li> <li>なおける指導に関する Q&amp;A</li> <li>おける補助教材の適正な取扱い</li> <li>98</li> <li>おける政治的教養の教育と 学校等の生徒による政治的活動等</li> <li>100</li> </ul>	特別支援学校(知的障害) における取組	····· 58
<ul> <li>最:模擬議会(生徒用p.78~89)</li> <li>上の政治的中立の確保等に関する留意点</li> <li>表本法等関連部分抜粋及び解説</li> <li>なおける指導に関する Q&amp;A</li> <li>おける補助教材の適正な取扱い</li> <li>98</li> <li>おける政治的教養の教育と 学校等の生徒による政治的活動等</li> <li>100</li> </ul>		
上の政治的中立の確保等に関する留意点76基本法等関連部分抜粋及び解説76選挙法関連部分抜粋及び解説85こおける指導に関する Q&A89こおける補助教材の適正な取扱い98学校等における政治的教養の教育と学校等の生徒による政治的活動等100	実践編:模擬請願(生徒用p.72~76)	····· 63
基本法等関連部分抜粋及び解説 76 選挙法関連部分抜粋及び解説 85 こおける指導に関する Q&A 89 こおける補助教材の適正な取扱い 98 ど校等における政治的教養の教育と ど校等の生徒による政治的活動等 100	実践編:模擬議会(生徒用p.78~89)	····· 68
基本法等関連部分抜粋及び解説 76 選挙法関連部分抜粋及び解説 85 こおける指導に関する Q&A 89 こおける補助教材の適正な取扱い 98 ど校等における政治的教養の教育と ど校等の生徒による政治的活動等 100		
選挙法関連部分抜粋及び解説 85 こおける指導に関する Q&A 89 こおける補助教材の適正な取扱い 98 学校等における政治的教養の教育と 学校等の生徒による政治的活動等 100	指導上の政治的中立の確保等に関する留意点	76
における指導に関する Q&A	教育基本法等関連部分抜粋及び解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 76
における補助教材の適正な取扱い	公職選挙法関連部分抜粋及び解説	85
学校等における政治的教養の教育と 学校等の生徒による政治的活動等 100	学校における指導に関する Q&A	89
学校等の生徒による政治的活動等 100	学校における補助教材の適正な取扱い	98
	高等学校等における政治的教養の教育と	
:力者		
	作成協力者 ······	··· 106
	教育基本法等関連部分抜粋及び解説 公職選挙法関連部分抜粋及び解説 学校における指導に関する Q&A 学校における補助教材の適正な取扱い 高等学校等における政治的教養の教育と 高等学校等の生徒による政治的活動等	{

# 副教材の活用に当たって

# 副教材作成の背景

平成27年6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、6月19日に公布された。改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられ、公布の日から起算して1年を経過した日(平成28年6月19日)後に行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、満18歳以上の者が選挙権を有することとされた(地方議会選挙や首長選挙等も同様である)。

これにより、高等学校に在学する生徒が、在学中に満 18 歳を迎え選挙権を得ることで、 生徒の中に満 18 歳以上の選挙権を有する者と満 18 歳未満の選挙権を有さない者とが混在 することとなっていることを十分認識し、高等学校に在学する全ての生徒に、これまで以 上に組織的に公民としての資質を育む指導を行うことが、学校として求められる。

高校生が身に付けることが期待される公民としての知識や能力とはどのようなものかについて、本法律案が審議された国会においても議論がなされたが、特に、

- ①現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成(留意点1)
- ②違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解(留意点2)を図ることが期待されている。

### □ 現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成(留意点 1)

従来、小・中・高等学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に 応じて、憲法や選挙、政治参加に関する教育が行われてきたが、その一方で、

- ・政治の意義や制度に関する指導は、知識を暗記するような教育となっているのではないか
- 現実の具体的政治事象を取り扱うことに消極的ではないか といった指摘がある。

このような指摘を踏まえ、全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な探究の時間などにおいて、話合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。また、現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れることが求められる。

このため、生徒用副教材の31ページに示しているような、①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、②学習したことを活用して解決策を考える学び、③他者との対話や議論により、考えを深めていく学びに取り組むことによって、主権者として必要とされている、(知識及び技能)

- 現実社会の諸課題(政治、経済、法など)に関する現状や制度及び概念についての理解
- •調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

(思考力、判断力、表現力等)

- 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合 意を形成する力

(学びに向かう力・人間性等)

• 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画 しようとする力

を生徒に身に付けさせることが期待される。

### ② 違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解(留意点2)

満18歳以上の生徒は選挙権を得ることと同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことが法的にできることになる。これらの活動は、高等学校に在学する生徒においても基本的には尊重されるべき活動であり、適法に行われることが必要である。

例えば、インターネットを活用した選挙運動が解禁されており、生徒が生活のツールと して使う携帯電話などを活用して選挙運動を簡単に行うことができ、生徒が意識せずに公 職選挙法で禁止されている行為を行うことが考えられる。

また、同じクラスでも満18歳となった生徒は選挙運動を行うことができるにもかかわらず、17歳である同じクラスの生徒は一緒に選挙運動を行うことができない状況がある。

したがって、18歳の生徒が17歳の生徒に「一緒にやろう」といった勧誘を行うことは17歳の生徒に違法行為を促すこととなり、そのような状況になることは避けなければならない。また、部活動などにおいて3年生が1年生に働きかける場面も想定されるので、3年生のみに周知するだけでなく、1年生も含め学校全体として指導する必要がある。

このような背景を踏まえ、本副教材は、学習指導要領に基づき各学校で教科書等を活用 して行われる政治的教養を育む教育を、より一層充実させることを目的として作成してい る。

# 2 副教材の構成

前述の背景や留意点も踏まえ、副教材は3編から構成されている。

### 〈解説編〉

本編は、公民科等で実施されている内容を補充するかたちで、政治に参加する意義や政 治が自らに与える影響などを生徒に理解させることをねらいとしている。

また、選挙制度などについての現在の学校の指導が抽象的にとどまり、社会経験が少ない生徒が具体的にどうすればよいか理解できていないのではないかといった指摘もあることから、選挙の仕組みについて、選挙権年齢と同様に投票権年齢が満 18 歳以上である憲法改正国民投票も含め、具体的に紹介している。

#### 〈実践編〉

本編は、背景で述べたような「話合い」や「ディベート」についての具体的な方法や留意点を紹介するとともに、地域の課題を検討するために必要となる情報の収集方法を示している。また、実践的な学習活動を行うために必要な、学習のねらいや活動の実際の流れ、活動で使うワークシートを中心に構成している。

具体的には、

- 模擬選挙 (1) (架空の候補者を設定し実施するもの)
- 模擬選挙(2)(実際の選挙に伴い実施するもの)
- 模擬請願(地域の課題解決について調べ、請願書としてまとめるもの)
- 模擬議会 (議会における討論を経験するもの)

を紹介している。

#### 〈参考編〉

本編では、公職選挙法の知識などについて Q&A 形式で分かりやすく解説している。また、生徒が自学する際に参考となるウェブサイト等の情報を紹介している。

### 参考 1 学習指導要領における政治や選挙に関する主な記述

○小学校学習指導要領(平成29年3月告示)

社 会

〔第6学年〕

- 2 内容
  - (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
    - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
      - (ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。
      - (イ) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。
      - (ウ) 見学・調査したり各種の資料で調べたりして、まとめること。
    - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
      - (ア) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本 国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを 考え、表現すること。
      - (イ) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目 して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働き を考え、表現すること。

#### ○中学校学習指導要領(平成29年3月告示)

社 会

[公民的分野]

- 2 内容
- C 私たちと政治
  - (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、 課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることがで きるよう指導する。

ア次のような知識を身に付けること。

- (ア) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。
- (4) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。
- (ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。
- (エ) 日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する 行為について理解すること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。
- (2) 民主政治と政治参加

対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、 課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることがで きるよう指導する。

ア次のような知識を身に付けること。

- (ア) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。
- (4) 議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。
- (ウ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判 の保障があることについて理解すること。
- (エ) 地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務について理解すること。
- イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての 自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断力、表現力 等を身に付けること。
  - (ア) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連 について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

○高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月告示)

第1 公 共

2 内容

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸 課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協 働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けること ができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

- (イ) 政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土(領海、領空を含む。)、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) アの(ア)から(ウ)までの事項について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること。

### 第3 政治・経済

- 2 内容
- A 現代日本における政治・経済の諸課題
  - (1) 現代日本の政治・経済

個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現 代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を 身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 民主政治の本質を基に、日本国憲法と現代政治の在り方との関連について 多面的・多角的に考察し、表現すること。
  - (イ) 政党政治や選挙などの観点から、望ましい政治の在り方及び主権者として の政治参加の在り方について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

# 3 副教材を位置付けた年間指導計画作成における配慮事項

学習指導要領においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等 横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成 を図ることとされている。また、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保する とともにその改善を図っていくこととされている。

このことを踏まえ、副教材及び本資料は、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教 員の指導で活用されることが期待されている。また、学校現場、選挙管理委員会、地域の 選挙啓発団体等が一体となって、副教材を活用した出前授業等を実施することなども考え られる。

したがって、

- ①公民科の科目「公共」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教材の活用場 面を想定しておくこと
- ②総合的な探究の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと
- ③学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと

が必要になると考えられる。そこで、①から③のそれぞれについて以下で説明する。

① 公民科の科目「公共」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教 材の活用場面を想定しておくこと

公民科は、「公共」を原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに全ての生徒に履修させることとし、その履修の後に選択科目である「倫理」及び「政治・経済」を履修できることとなっている。ここでは、副教材の活用が想定される「公共」と「政治・経済」の内容構成を示す。

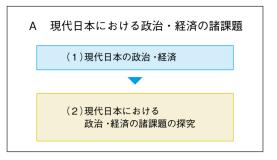
#### 「公共」の内容構成

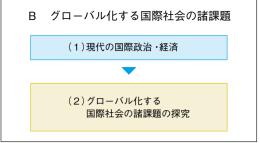
#### A 公共の扉

- (1)公共的な空間を作る私たち
- (2)公共的な空間における人間として在り方生き方
- (3)公共的な空間における基本的原理
- B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ※現実社会の諸課題に関して設定する主題を多面的・多角的に考察・構想
- 〔「法」「政治」「経済」などに関わる主題〕
- ○法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義
- ○政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土 (領海、領空を含む。)、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割
- ○職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割・少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり(国際社会における貧困や格差の問題を含む。)

#### C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

### 「政治・経済」の内容構成





憲法や選挙、政治参加に関する内容は、「公共」では、主として「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」で扱うことになる。また、「政治・経済」では、主として「A 現代日本の政治・経済」で扱うことになる。

どちらの科目においても、あらかじめ年間指導計画を作成することによって、憲法や選挙、政治参加に関する内容を扱う中項目の指導時期が、おおよそいつ頃になるか想定できるであろう。

そこで、教科書等を活用して行われる通常の指導に加えて、副教材の解説編に示された様々な資料をどのような順序で提示するか、実践編に示された様々な学習活動例のうち、どの学習であれば本中項目の指導時期に合わせて活用することが可能かなど、副教材の具体的な活用場面を想定しておく必要がある。

また、副教材を位置付けた年間指導計画を作成する作業の中で、公民科の授業実施上の課題が見えてくる場合もあるかもしれない。例えば、公民科の指導として、実際の選挙に合わせた模擬選挙の実施を計画しようとしたものの、直近に実施される実際の選挙と年間指導計画上の当該内容の指導時期がどうしても合わない、といった場合等が考えられる。そのような場合は、例えば公民科の指導としては政策に関するディベートを実施することとし、模擬選挙については総合的な探究の時間や特別活動等を活用し、学校として取り組むといったことが考えられる。

満 18 歳に選挙権年齢が引き下げられたことの意義や影響については、公民科を担当する教員による指導だけでなく、学校の全ての教員が、それぞれの立場で生徒に考えさせたい事柄である。その意味からも、公民科ではどの学年(年次)、いつの時期に副教材を活用する場面があるのかについて、関係者全員が一覧できる年間指導計画の作成の必要性は高まっているといえるだろう。

# ② 総合的な探究の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民 科の指導との関連を踏まえておくこと

副教材は、公民科の指導での活用だけでなく、総合的な探究の時間や特別活動等でも活用することが期待される。例えば、模擬議会を総合的な探究の時間に実施する場合、実践編に示された争点の整理のさせ方、委員会や本会議のシナリオ例などは、生徒のみなら

ず指導する教員にとっても参考になると考えられる。また、例えば、学校又は学年全体で 実践編に示された模擬選挙(1)などを実施する場合や、ホームルーム活動の時間にホームルーム担任の教員が参考編に示された「投票と選挙運動等についてのQ&A」について 指導する場合などが想定される。

いずれの場合も、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員がそれらの指導に関わることになるので、総合的な探究の時間や特別活動等の年間指導計画に、副教材の活用場面、活用時期等を適切に位置付けた上で、学校又は学年全体として発展的、系統的な指導ができるようにすることが大切である。その際、総合的な探究の時間や特別活動等にはそれぞれ固有の目標があることに留意して、それらの目標を実現するために適した学習活動となるよう、単元の指導計画を立てることも必要である。

参考までに、16、17ページに学習指導要領に示された総合的な探究の時間と特別活動の目標等について示している。適宜参照していただきたい。

ところで、学習指導要領上、公民科の「公共」については、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させることとなっており、「政治・経済」については、「公共」を履修した後に履修できることとなっている。各学校では、その規定に従いつつ、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるような教育課程を編成・実施しており、「公共」や「政治・経済」など公民科各科目の履修学年(年次)は学校によって異なっている。したがって、総合的な探究の時間や特別活動等で副教材を活用するに当たっては、すでに公民科の各科目で、憲法や選挙、政治参加に関する教育を実施しているのか、それともまだ実施していないのか把握しておくことが欠かせない。

例えば、高校3年生の10月頃に総合的な探究の時間や特別活動等で副教材を活用するのであれば、公民科で習得させた知識等を活用させて、現実の課題についての実践的な学習活動を行うことが可能となる。また、あらかじめ公民科と総合的な探究の時間や特別活動等の年間指導計画を照らし合わせておくことで、相互の関連を図った効果的な学習活動を展開するのに最も適した時期が見えてくるかもしれない。

一方、高校1年生の特別活動で副教材を活用する場合、解説編の「有権者になるということ」を取り上げ、政治参加の意義等を考えさせたり、選挙運動に関わり、有権者でない今の自分にはできないものの、満18歳に達し選挙権が得られた後には行えること、選挙権が得られた後も行ってはいけないこと等を説明したりすることなどが考えられる。この場合も、特別活動で実施された学習活動の振り返り場面では、現在履修している、あるいは今後高等学校卒業までに必ず履修することになる公民科の「公共」又は「政治・経済」において、教科書等の活用に加えて副教材の実践編に示された様々な学習活動を行うことになることなど、ホームルーム活動における本時の指導と、公民科における指導が関連していることを生徒に理解させるようにすること、またそのことが年間指導計画に明示されていることが求められる。

# ③ 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと

副教材の実践編に掲載した模擬選挙や模擬請願、模擬議会などの事例に関する指導を実施する際には、学校外部の関係機関、関係者と連携、協働することが効果的である。例えば模擬選挙であれば、選挙の執行に関して専門的な知見を有している選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、投票箱や投票記載台などの貸し出しや、選挙管理委員会の職員等をゲストティーチャーとして学校に招き、実際の選挙が円滑に執行されるための工夫についての講話などが考えられる。このように学校の教員だけでは説明しきれない現実の具体的な事象について専門家の立場から伝えてもらうことは、生徒の政治的教養を育成する上で大きな教育的効果があると考える。

ただし、学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して実践的な学習活動を実施するためには、事前に年間指導計画を作成した上で学校外部の方々と打合せを行うことが望まれる。なお、授業の進捗や選挙が急に行われる場合など選挙の状況を考慮しながら年度途中に計画を行うことも考えられる。事前の打合せでは、あくまで学校の教育活動として当該学習活動を実施するのであるから、学習活動の目標(ねらい)、大まかな指導の流れ、振り返りのさせ方等を示した上で、学校外部の方々にどのタイミングでどのような関わりをしてもらいたいのか、明確に伝えることが大切である。せっかく事前準備等に時間を割いて、専門的知見を有した方々と連携、協働して実施する実践的な学習活動なのであるから、1回限りのイベントとして終わらせるのではなく継続的に実施したり、または、その後の学習指導にどのようにつながっていくのか、実際に指導する教員と学校外部の関係機関、関係者が共通認識の下で実施したりすることが求められる。

ここまで述べた①~③のそれぞれの配慮事項を踏まえ、副教材の効果的な活用がなされることを期待する。

### 参考 2 学習指導要領における主な記述

- ○高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)
- 第1章 総則
- 第2款 教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
  - (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、 豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代 的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成して いくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとす る。
- 第6款 学校運営上の留意事項
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

### 第4章 総合的な探究の時間

### 第1 目 標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の 在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を 次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (8) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
  - (9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

### 第5章 特別活動

#### 第1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となるこ

とについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団 や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての 在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

#### 1 月 標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

### 〔生徒会活動〕

### 1 目 標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校 行事の年間指導計画を作成すること。
    - ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験 活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

# 副教材を活用した指導事例

# 解説編(生徒用 p.6~29) について

# 1 解説編のねらいと構成

副教材を通して育成することを目指し、教育基本法第14条第1項に規定されている「良識ある公民として必要な政治的教養」は、公民科の科目「公共」や「政治・経済」における学習のみではなく、高等学校における教育活動の全体を通じて育まれるものである。

そのため、解説編は、公民科を担当する教員だけでなく、ホームルーム活動の時間に全てのホームルーム担任が指導できることを想定して内容が構成されている。学校や生徒の実態等は多様であるため、解説編に示した全ての項目を指導しなければならないというものではなく、適宜必要な箇所を選択して活用することが考えられる。その際、満 18 歳に達した高校生が有権者として初めての選挙権行使に臨むに当たって、必ず理解しておかなければならない事項や留意すべき事項は何なのか、という観点から指導計画を作成することが求められる。

また、例えば第2章「選挙の実際」の指導に当たっては、専門的知見や実務経験を有する選挙管理委員会の職員等をゲストティーチャーとして招き、実践編に示された「模擬選挙」の事前学習として位置付け、学年合同ロングホームルーム(LHR)を開催するなどの

方法も考えられる。あわせて、参考編に示された「投票と選挙運動等についての Q&A | を説明することなども効果的である。

解説編は、以下の5章及び適宜配置されるコラムによって構成されている。学校の授業 で取り扱うだけでなく、家庭に持ち帰った生徒が、政治や選挙等について家族と話をする きっかけとして活用することも期待される。

第1章 「有権者になるということ」

第2章 「選挙の実際」

第3章 「政治の仕組み」

第4章 「年代別投票率と政策」

第5章 「憲法改正国民投票」

コラム

# 各章の指導に当たっての留意点

第1章「有権者になるということ」では、税の配分を取り上げて政治の働きを理解させ、 有権者になるということは、このような政治の過程に参加する権利を得るとともに、政治 の働きを通して世の中をより良くしていくための責任を負うことであると理解させること をねらいとしている。本章は、政治的教養を高め、有権者として身に付けるべき資質・能 力は何かということについて高校生に考えさせる際の導入としての位置付けである。授業 の冒頭で、満18歳に達した日本国民は選挙権が得られることを説明して学習の動機付け とするなど、有権者としての自覚を促すことも大切である。

第2章「選挙の実際」では、高校生が、実際の選挙の流れを実感でき、投票日に主体的 に投票所に向かい、投票できるような実践的な知識を身に付けさせることをねらいとして いる。本章では、高校生にもイメージしやすいように、公示・告示から投票所における投 票方法、開票までの流れを図示しつつ、具体的に示している。すでに中学校社会科公民的 分野の学習で習得した知識と重なる部分もあるが、一方で、具体的な選挙運動の方法や、 法律で禁止されている事項については初めて学習する箇所である。参考編に示された「投 票と選挙運動等についての Q&A」と併せて取り扱うことなども効果的である。

なお、ネット選挙運動が解禁されてから、インターネットでの情報収集は行いやすくなっ ており有効な活用が求められる一方、選挙運動メールの送信・転送は禁止されており、さ らに、18歳未満の者は選挙運動が禁止されていることをしっかり伝えることは極めて重 要である。あわせて、自分は 18 歳でありインターネットを活用するなどの簡便な行為で 選挙運動を行い得るとしても、下級生や同級生の中には18歳未満でそれらの行為ができ ない者がおり、同じような行為を勧めることは不適当であることに留意させる必要がある。

障害のある生徒においても、公職選挙法において、点字投票、代理投票、不在者投票な どの投票方法が規定されている。障害の状況に応じて、投票所以外で投票する制度が講じ られており、不在者投票では、選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院等にお いての投票、あるいは郵便による投票が認められている。

第3章「政治の仕組み」では、国会、地方議会の役割や選挙で選ばれた議員の役割、議 員がどのような活動を行っているのか等について具体例を用いて解説し、選挙が生徒自身 の生活に具体的に影響を与えていることについて理解させることをねらいとしている。公 民科の科目「公共 | や「政治・経済 | でも選挙の意義等については学習することから、こ れらの科目における学習と関連させて、選挙を通した間接民主制の在り方について具体的 に考察させることなども考えられる。

第4章「年代別投票率と政策」では、国政選挙、地方選挙とも投票率の低下が問題となっ ており、とりわけ20歳代など若い世代の政治的無関心、投票への意欲の低さが目立って いることについて、各種データを基に理解させることをねらいとしている。少子高齢化が 進む我が国において、若い世代の低投票率が続くとどのような弊害が生じる可能性がある かについて具体的に考察させ、有権者としての自覚を育むことが大切である。

第5章「憲法改正国民投票」では、日本国憲法第96条に規定されている憲法改正のた めの国民投票について、その具体的な手続きを定めた「日本国憲法の改正手続に関する法 律 | を踏まえ、国民投票の仕組みを図示しつつ、その流れを具体的に理解させることをね らいとしている。国民投票の投票権は満 18 歳以上の日本国民が有するため、選挙権と同 様に基本的な制度・仕組みについて理解しておく必要があるが、「広報周知」や「国民投 票運動」の在り方については公民科各科目の学習内容として取り上げられていない場合が 多い。副教材を用いて丁寧に説明することが求められる。

「コラム」では、明治維新、国会開設、普通選挙(大正期)、日本国憲法制定時などにお ける政治参加の拡大の歴史とそれによる政治の変化について、人物等を通してトピック的 に取り扱っている。また、海外の選挙権年齢なども紹介している。選挙権年齢が満 18 歳 以上に引き下げられたことに伴い、選挙権の行使などを通して様々な政治課題の解決を 図っていくことの意義に気付かせることが求められる。

# 実践編(生徒用 p.30~89) について

# 実践編のねらいと構成

主権者教育として育成することが期待される資質・能力としては、

### (知識及び技能)

- ・現実社会の諸課題(政治、経済、法など)に関する現状や制度及び概念についての理解
- 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

### (思考力、判断力、表現力等)

- 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合 意を形成する力

### (学びに向かう力・人間性等)

• 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画 しようとする力

#### が挙げられる。

このような力を育むためには、有権者となれば判断を求められる現実の具体的な政治的 事象を題材として、正解が一つに定まらない問いに取り組み、今までに習得した知識・技 能を活用して解決策を考え、他の生徒と学び合う活動など言語活動による協働的な学びに 取り組むことが求められる。有権者として必要な政治的教養を育てるためには、学校教育 の段階において、このような経験ができる実践的な教育を生徒に対して行うことが求めら れている。

そのため、実践編では、後ほど紹介する模擬選挙や模擬議会等の実践的な教育活動はも とより、公民科をはじめとする全ての教科において「話合い、討論」を取り入れた学習を 進めるため、具体的な課題について、話合いを通じて自分の意見を正しく述べ、他人の意 見に十分耳を傾け、他人の考えを十分尊重するとともに、異なる意見を調整し、合意を形 成していくよう話合いのルールや各種の話合いの方式を取り上げている(第2章 「話合 い、討論の手法!)。

また、「話合い」の手法の中でも、特に「ディベート」については、自らの考えとは逆 の立論に立って話合いを行う場合があり、より深い視野からテーマを掘り下げることも可 能であることから、その具体的な手法を紹介している(手法の実践①「ディベートで政策 論争をしてみよう」)。

さらに、話合いの基本となるのは、対象となるテーマについて現状を調査することであ る。各学校において話合いのテーマを選択する場合、身の回りの地域の課題を取り上げる

ことが多いものと考えられることから、地域の調査に当たっての基本的な視点を示してい る (手法の実践② 「地域課題の見つけ方」)。

さらに、模擬選挙、模擬請願、模擬議会など実践的な教育活動を紹介し、ワークシート などを中心として、実際の指導の流れに沿った教材を用意し、各学校において、自由に課 題を設定して実践的な教育活動を行えるようにしている(第3章〜第5章)。

なお、実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまわないよう 留意する必要がある。各学校において、実践的な活動に取り組む場合には、当該活動にお いてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に認識しつつ、指導を 行っていくことが求められる。

実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のような3つが考 えられる。

### ①「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」

実践的な学習活動は、いずれも複合的な要素が絡んでいるため正解が一つに定まら ない課題を題材として扱う。葛藤を抱く課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述 べることと、自分とは異なる立場の者の主張の根拠を読み取ることが求められる。こ の学習方法は、21世紀の日本社会が抱える公共的課題の解決に取り組む市民の育成に つながる。

### ②「学習したことを活用して解決策を考える学び」

実践的な学習活動は、高等学校公民科及び中学校までに習得した知識・技能を活用 して取り組むこととなる。学習によっては、その他の教科・科目等の知識・技能を活 用する必要性も考えられるだろう。この学習方法は、公共的課題の争点を知り、解決 策を考え、解決に向け行動する市民の育成につながる。

#### ③「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」

実践的な学習活動では、他の生徒と学び合い考える活動や地域の人との意見交換な ど、他者と協働して課題を解決していくこととなる。その際には、他者との対話や議 論により、考えを深めていくことが必要である。この学習方法は、多様な価値観を持 つ他者と協働しながら課題解決に取り組む市民の育成につながる。

#### 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点 2

実践的な教育活動を行うに当たって、多くの場合現実の具体的な政治的事象を題材とす ることとなる。学習指導要領においては、例えば、公民科「公共」において、現実社会の 諸課題に関わる具体的な主題を設定し、主題を追究したり解決したりする活動を通して指 導することとしているが、その際、現実の具体的な社会的事象等を扱ったり、模擬的な学 習活動を行ったりすることとされている。学習指導要領解説においても、「少子高齢社会 における財政の在り方」を主題とし、新聞や広報紙を読み、問題を把握し、「民間の赤字 バス路線の存続のために公的資金を導入すべきか」という問いを設定して、限られた財源 をどのように配分すべきかについて考察する学習を例示している。

このような指導を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されてい る「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、実践に 基づく留意点が各学校で蓄積されているところであるが、下記のような点に配慮して学校 として校長を中心に組織的に取り組むことが求められる。

- ①現実の具体的な政治的事象は、内容が複雑であり、評価の定まっていないものも多い。 また、地域の課題などについては保護者も含め生徒の周囲の者が、現実の利害の関連 等を持つ場合があるなど、国民の中に種々の見解がある。また、現実の具体的な政治 的事象について種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りで あると断定することは困難であり、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発 生するものである。そのため自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を 理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくこ とが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静 で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要である。
- ②さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のあ る事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示す ることなどが重要である。
- ③その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたり するなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断す ることを妨げることのないよう留意することが求められる。

なお、指導に当たっては、新聞など様々な資料を活用することが考えられる。その際、 教員が授業に当たって使用する補助教材(いわゆる副教材)については、平成 27 年 3月4日初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」に も留意し、客観的かつ公正な指導資料に基づき指導するように留意する必要がある。

また、新聞等を活用する場合も多いと考えるが、新聞等はそれぞれの編集方針に基 づき記事を記述していることから、現実の具体的な政治的事象を取り上げる際に副教 材として使用する場合には、一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介する ために複数の新聞等を使用して、比較検討することが求められる。

④さらに、現実の具体的な政治的事象について指導で取り上げる場合には、教員が複数 の観点について解説し、生徒に考えさせることが求められる。そのため、生徒の話合 いが一つの観点についてのみ終始し議論が広がらない場合などに、教員が特定の見解

を取り上げることも考えられる。さらに、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現 状とその前提となる見解などを教員が提示することも考えられる。

しかしながら、教員は自らの言動が生徒に与える影響が極めて大きいことから、教 員が個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導するこ とが求められる。

また、満18歳に達した選挙権を有する生徒が参加して実践的な活動を行うことが考え られる。政治的な教養を育むために行われる指導は、特定の党派教育を行うことを目的と するものではなく、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民として の資質を養うための指導であり、その資質・能力を育むという点で満 18 歳以上の生徒と それ以下の生徒を区別する必要はない。

しかしながら、特に選挙運動期間中においては、公職選挙法に基づき満 18 歳未満の生 徒が満 18 歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党等に投票するよう呼 びかける場合などには、公職選挙法上満 18 歳未満の者に禁止されている選挙運動となる おそれがあることから、留意が必要である(p.54 参照)。また、教育者としての地位に伴 う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して選挙運 動期間中等に指導を行うに当たっては、特定の候補者や政党に対する投票行為を促す又は 妨げることのないよう特に留意することが求められる。

これらの活動については、選挙管理委員会や選挙啓発団体、議会活動の広報などを進め ている議会事務局などと連携することによって、学校側の負担を軽減するとともに充実し た教育活動を行うことが期待される。校長以下学校として組織的に関係機関と連携するこ とが期待される。

また、先述したように、取り上げる政治的事象によっては、保護者が現実の利害関係や、 特定の政治的立場にいることも想定される。

学校で取り組む実践的活動については、現在の社会について探究しようとする意欲や態 度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、特定の党派教育を行うことを目的 とするものではないことを、必要に応じて保護者に周知したり、当該指導を地域に公開す ることによって、学校の活動を正確に理解していただくよう配慮したりすることも有効で ある。特に、保護者や地域の人々の協力を得て活動に取り組む場合には、活動の趣旨を説 明することが求められる。

また、政治的教養を育む教育の充実が図られるよう、教育委員会等においても、各学校 における好事例や指導上の工夫をまとめたり、教員の研修を行ったりするなどの取組が期 待される。さらに、都道府県単位で選挙管理委員会と教育委員会等関係部局が連携を図る ことにより、各学校に対する協力が円滑に進むことも期待される。

# 実践編:話合い、討論の手法(生徒用 p.32~37)

# 解説と指導上の留意点

本章は、「話合い、討論」の手法について、教員指導用として留意点を加えるものである。

### 1. 話合いの推進とその効果

話合いや討論は、各教科等において積極的に行われることが期待される学習活動である。 話合いや討論を行うに当たっては、事前に必要な情報を収集し分析したり、反論を想定 して自分の考えを整理したりすることにより、自分の考えや意見の根拠を明確にして論理 的に述べることに資するとともに、相手の立場や考えを尊重しつつ、考え方がまとまって いない事柄について合意を図ったり、より良い方向性を見出したりすることに資すること となる。

また、ホームルーム活動や生徒会活動などの特別活動では、生徒が自分たちの身近な事 柄の中にルールなどの決まりを設けたり、身近な事柄における課題を解決したりするため に、話合いや討論が行われる場合が多い。

このように、話合いや討論は各教科等の学習はもとより、生徒の自主的・自発的な活動 も含めて、様々な場面で行われることが期待されるものであり、充実した話合いや討論が 活発に行われるような工夫が求められている。

### 2. 話合いの基本

### □ テーマ

身近な地域や生活の中に関連付けられる課題、自分たちに関わる問題だと意欲的に取り 組みやすい。

公民科、総合的な探究の時間などでは、論争的な問題、時事的な問題を取り上げること が考えられる。その際、社会的な主張を両論併記できるようなものを選択する。現実の政 治の中で、「今、何が問題になっているのかを知ること」=争点を知ることが大切である。

特別活動では、話合いのルールづくり、ホームルームや生徒会等に関する問題がテーマ になる。話合いのモチベーションを高める要素として、合意形成されたことが実行される か、実現されるかが重要である。ホームルーム活動での話合いでは実践できることをテー マに設定することが可能であるし、社会と直結する切実感ある課題を設定することもでき る。また、決められたルールなどが実践されているかを事後学習することもできる。下記 のような点に配慮して、テーマを設定することが大切である。

テーマを参加者が話し合って決めるとモチベーションが高まりやすい。

- テーマは吟味して、そのテーマを話し合う必要性を共有することが大切である。
- •議論が拡散することを防ぐために、テーマを明確な問いのかたちで示すこと、実際の 具体的な問題を取り上げることも有効である。
- ・テーマ設定により、特定の考え方の枠内での議論にならないようにする。例えば「○ ○を防ぐためには何が有効か」とすると、○○は否定されるものとの前提に立った設 定になっていることに注意する。

### 2 ルール

ここでは、国土交通省の河川事務所が主催した「木津川上流住民対話集会」の事例を紹介する。

この集会では、3つの原則として「誰もが自由で平等な発言ができる」、「創造的な話合いにする」、「皆が合意形成に向けた努力をする」を提示した。さらに7つのルールとして、①「自由で対等な立場で発言しよう」、②「特定個人や団体の批判はしない」、③「参加者は立場をこえて議論しよう(参加者の見解は所属団体の公式見解とみなさない。あくまでも、その人個人の見解とみなす)」、④「分かりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルの遵守を心がけよう」、⑤「客観的な事実の認識と、人の心情との理解を区別し、また、その両方に配慮しよう」、⑥「そのつどの対話集会でまとめを必ず行い、合意された事項を確認しよう」、⑦「多様な意見があることを認めた上で、創造的な話合いを心がけ、意見の違いをこえて提案の作成を目指すとともに、合意された文書は全員の責任において確認しよう(多数決は行わない。両論併記はできるだけ避ける)」を提示し、参加者はこれらに合意した上で話合いを行っており、ルール設定の一つの方法として参考になる。

### ③ 場づくり

各グループでの話合いの結果を生徒が発表する時は、教員は聞く側の生徒たちを間に挟んだかたちで、発表する生徒の対角に立つなど、発表する生徒の視線が教員と生徒の間で 泳がないように工夫する。

グループ学習では発言するが学級全体での話合いになると発言しない生徒が出てくる。 そのため、例えば各グループの話合い結果を把握して、相違点、一致点などを考慮して発 表する順番を組み立てるなど、生徒の関心を持続させる工夫をする。

生徒の発表を、他のグループの生徒が横柄な態度で聞いていたのでは、発表する生徒も やりづらい。聞く態度などにも注意を払わせるようにする。

話合いを適切に進めるためにはファシリテーター役としての教員、司会(生徒)の働きが重要だが、司会役がいつも同じ生徒であったり、教員がリードする場面が多いとそれに依存してしまい、当事者意識が希薄になることがあることに留意する。

### 3. 話合いを深める方法

### □ 話合いの見える化

話合いの参加度を高めるためには、「話合いの見える化」が必要である。

例えば、黒板、ホワイトボード、ミニホワイトボード、模造紙、ICT機器などを使って話合いの見える化を心がけると、参加度が上がる。

話合いに入る場合、目的、テーマ、進め方、ルール、時間などを参加者で共有してから行うが、常にそれらを意識するために模造紙などに書いて張り出すことが大切である。途中経過をチェックすると、限られた時間の中での進行がよりスムーズになり、話が途中でそれたときにも軌道修正がしやすくなる。

また、発言者の意図が、聞く人の思い込みなどにより違った解釈をされることがあるが、 意見を書き出して共有していると、その場で修正され、正しく理解される。発言の内容が よく理解できないときは、言い換えや具体例の提示を求めるとよい。

さらに、時々議論を整理して対立点を明確にし、焦点をしぼると理解が深まる。

付箋紙は情報を自由に動かせ、書き足せる。ホワイトボードは書き直しが簡単なので、 試行錯誤を反映させることができる。

### ② 指導上の留意点

相手の主張の根拠などが間違っていることに生徒が気付かなかったり、視点に重要な見落としがあるときは、教員やゲストティーチャーが資料を提示するなどしてサポートする。 ルールを提示しているにもかかわらず、他者の話に聞く耳を持たない、他者の意見を一方的に批判する、話題から大きく外れた発言をする、代案を示さない、全く発言しない、司会役の生徒が独断で進行するなどが見られ、かつ生徒間でその事態が解消することができない場合は、教員が指導する。

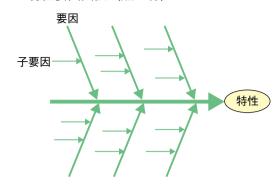
グループ学習の進行管理、生徒の話合いへの参加を働きかけるために、教員が途中で話しかけることは当然ある。しかし、例えば課題などの再確認のために、生徒たちの話合いが進んでいる最中に発問を繰り返すなどして話の腰を折ってしまう場合があることに注意する。また、生徒からの質問・疑問に直接教員が回答することによって、グループ内での話合いによる学習が低下することがあることにも留意する。

ワークシートにあまり細かく指示を書き込むと、議論を誘導することにもなるので注意 する。

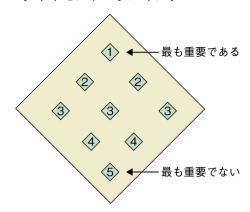
### ③ ツールの活用

生徒用副教材で提示したブレインストーミング(発想法)や KJ 法(整理法)の他にも、問題(=特性)の主だった原因(=要因)との関係を魚の骨のような図解にして分析する「特性要因図法(魚の骨)」や、複数の結論を順位付け、ダイヤモンド型に並べて分析する「ダイヤモンド・ランキング」など多様な思考ツールがあるので活用する。

### ●特性要因図法(魚の骨)



### ●ダイヤモンド・ランキング



### 「振り返り」について

生徒用副教材に振り返りの視点を挙げたが、教員による評価、指導では具体的に示すこ とが必要である。

生徒の話合いの技術を向上させるために、生徒による相互評価を行うとよい。さらにグ ループ学習において、4人のグループメンバーの他に1人観察役の生徒を置き、第三者の 視点で話合いをチェックさせる方法もある。

### 手法の実践①

# ディベートで政策論争をしてみよう(生徒用 p.38 ~ 43)

# 1 解説と指導上の留意点

本項では、ディベートの手法を用いて政策論争を行う際の具体的な進め方、及び留意点 について解説する。

### 1. 論題の決定と班編制

### □ 論題の決定

まず実施する論題を決定する。各クラス5試合行うのならば、5つの論題を選んでもよいし、同じ論題の試合があってもよい。また、学年共通の論題があると、各クラスに横のつながりが出てくる。なお、生徒用副教材で例示している「サマータイムを導入すべきである」という論題が難しいようならば、更に身近な論題にしてもよい。

### ② ディベートの班決め

ディベートは、「4人1班(立論と相手の質問への回答者1名、相手の立論への質問者1名、第一反駁1名、第二反駁1名)」が原則だが、1班5~6人編成にし、リサーチャー専門の生徒を作ってもよい。また、41名クラスの場合は、「5人」の班が1班できるが、その場合は役割分担の中で対戦相手からの「質問対応」を独立させ、「立論」、「質問対応」、「質疑」、「第一反駁」、「第二反駁」とし、5人全員が発言できるようにする。

ディベートの班決めは、「友達と一緒がよい」などで班を決めるのではなく、「自分の参加したい論題」を優先するよう十分説明する。また、「一つの論題に8人が集まり」、「その8人を4人と4人に分けるとき」と一つの論題で2つの班ができてから「肯定否定を決めるとき」は「くじ引き」するとよい。

肯定否定を「生徒に決めさせてほしい」といわれることもあるが、「自分が賛成のテーマでも、反対の立場から考えることは重要である」ことを説明し、理解させることが必要である。

### 2. ディベートの解説

### □ ディベートとは何か

(1) ディベートは机上のものではなく、自ら一次資料に当たり多面的・多角的に調べ、 論理的に考え、調べたことや考えたことを積極的に発言し、議論して望ましい問題 解決の在り方を考えさせるために行うものである。また、賛否の明確な資料に基づき、 考え、意見をまとめて根拠を示して発言する活動であるため、様々な教科、総合的 な探究の時間、特別活動などに応用できる教育メソッドである。そして、今回は、ディ ベートの論題を「政策論争」にしぼり、投票行動の際の指針を形成することを目的 としていることを説明する。

- (2) 授業計画を示す
  - A. 論題の決定と班編制……1時間
  - B. ディベートの解説・準備時間……1~3時間
  - C. ディベートの実施……3~5時間
  - D. まとめとアンケート実施………1時間
  - ※準備時間は、放課後などを利用させることにすれば、設定しなくてもよい。
- (3) 生徒用ワークシートを利用し時間配分を示す。
  - ※「時間配分」については、時間を短くしてもよい。ただし、1時間で1試合を前提とするならば、示した時間配分が最長となる。
  - ※「時間オーバー」に関しては、「話している文章が終わるまで続けてよい」とか、「時間が来たら、文章の途中でも終わりとする」など、ルールを決めることが求められる。
- (4) 勝敗は、「メリット>デメリット」なら肯定側の勝ち、「メリット≦デメリット」ならば否定側の勝ちとなることを説明する。
  - ※ディベーター以外の生徒(聴衆)も、採点表(p.31 参照)を使いジャッジ同様に 採点を行い、投票させて「聴衆による勝敗」を決めてもよい。これは聴衆の傾聴 能力を高めると同時に、自分(聴衆者)とジャッジの評価や判定のプロセスを比 べることによって、自分の考察をチェックさせるためである。また、採点表には ディベーターに対する「アドバイス」欄を設け、その「アドバイス」をディベーター に還元すると、ディベーターは自分の議論を振り返ることができ、非常に勉強に なる。
- (5) ジャッジは勝敗を決めると同時に、肯定側・否定側とも「どこが良かったか、どのように改善すると良くなるか」を具体的に講評し、ディベーターからの質問に応じるとよい。また、ジャッジを外部から招くと「第三者の審判」という公平感、信頼感が生まれる。

### ② ディベート全体の注意点

- 証拠資料は「一次資料」に当たること、資料の趣旨を変えてはならず、出典と著者を明らかにすること、インターネットの情報収集の注意などの説明をしておくと、情報リテラシーを身に付けることになる。
- 資料カードの作成方法(1枚のカードに要素は一つ、出典を示す、見出しや整理番号で 整理しておくとすぐ取り出せる、など)を説明すると、情報管理の基礎知識が身に付き、 レポート作成力や思考力が伸びていくことになる。
- 想定問答集などを作成させると、賛否双方を考えて資料を集め、相手の論理を予想して

反論を考えるなど、思考力・判断力を高めることができる。

- 立論を試合前に交換しておき、議論のすれ違いを防ぐことも効果的である。
- 立論終了後に出された新論点は無効とし、判定の対象外(レイト)とする(ただし、減 点の対象にしない)。また、肯定側は必要性を立証できるならば、いかなる現行法規(憲 法、法律、条例、条約など)も改正・廃止してよいことを説明する。
- 前年度録画しておいた先輩のディベートがある場合は、その様子を見せながら解説を行 うと効果的である。また、各局面(立論、質問など)を文字に起こしておき、それを読 みながら動画を見ると理解が深まる。

### 3 各局面の解説

ディベートの各局面の注意点を挙げる。今回取り上げた「サマータイムを導入すべきである」という論題についての具体的な注意点は、生徒用副教材に示している。

- (1) 立論:ディベートの最初にするスピーチである。否定側はデメリットを主張する。
  - ※生徒用副教材では、否定側立論は例示していないが、否定側は次のことに注意して立論を行う。
    - A. その論題の内容を実施しないこと (= 現状維持) の必要性 (デメリット) を論証する。一般的に下記のことを論証する。
      - a. 現状を維持する方が変更するよりましであること。
      - b. 肯定側のプランだと逆効果・問題点が生じてしまうこと。
      - c. 「現状維持による弊害」は「肯定側プランの実施による逆効果」より小さいこと。
    - B. このディベートでは、否定側は現状維持の立場をとることとし、肯定側へ 別のプラン (カウンタープラン) を示すことはできないこととする。
- (2) 質疑:相手側立論の根拠等の確認を行う。生徒用副教材では否定側質疑を例に取り 上げている。
- (3) 第一反駁:相手の議論が誤っていることを証明し、自分の議論を正当化する場である。反論しないと、相手の反論や主張を認めることになることに注意させる。また、「反論」は相手の立論を受けて押さえ込むと同時に、自分たちの立論を主張する場である。そのため、たくさん論点を出せばよいのではなく、審判などへ効果的な説得を心がける必要があることを理解させる。
- (4) 第二反駁:最終見解を述べ、自チームの主張を再確認する場である。生徒用副教材では、最後に行う肯定側第二反駁を例に挙げている。
- (5) 判定 (ジャッジ): 勝敗は、重要性と深刻性の「質」×「量(発生の確率)」を比較して決まることが多いということに注意させる。

### 3. アフターディベート

ディベートについては問題点も指摘されている。自分の意見と違う事例を調べるほど逆 の意見に傾く、勝敗と論題の「価値」は違う、論争テクニックだけを磨いている、などで ある。

そのため「アフターディベート」の重要性が指摘されている。その内容を次にまとめる。

### ディベート当日

- (1) 教員は、特に負けた方の生徒に対し、ジャッジのフローシートなどを示して、「どこ が良かったか、どのように改善すると良くなるか」を理解させ、アフターケアを行う。
- (2) ディベート当日のジャッジの講評でも「どこが良かったか、どのように改善すると 良くなるか」を具体的に指導してもらい質問に応じると更に良い。

#### アフターディベート 2

- (1) ディベートへの取組や、ディベートによるスキルの向上などを確認させるアンケー トを実施し、ディベートによって獲得できたスキルなどを確認させる。
- (2) ディベート実施後、生徒の持論に大きな変化が起きることが多い。そのためレポー トを課し、最終意思決定を行わせる。その際、自分の持論にとらわれずに、ディベー トでの相手の意見やジャッジのアドバイスを受け、客観的な意思決定になるように 指導する。

このような指導・助言を繰り返すことによって、生徒は単なる「勝ち負け」重視からディ ベートの「目的」を理解するようになる。

#### ディベートの目的

自ら一次資料に当たり多面的・多角的に調べ、論理的に考え、調べたことや考えた ことを積極的に発言し、議論して望ましい問題解決の在り方を考えさせるために行 う。

# 参考資料

### ● 会場例



### ●資料カード例

見出し:所得税の税率	整理番号:25
課税される所得金額	税率(控除額)
1,000 円から 1,949,000 円	5% (0円)
1,950,000 円から 3,299,000 円	10%(97,500円)
3,300,000 円から 6,949,000 円	20%(427,500円)
6,950,000 円から 8,999,000 円	23%(636,000円)
9,000,000 円から 17,999,000 円	33%(1,536,000円)
18,000,000 円から 39,999,000 円	40%(2,796,000円)
40,000,000 円以上	45%(4,796,000円)
出典:国税庁HP	作成者:小川

### ●採点表例

# ディベート採点表

租 奋 氏名
--------

評価基準	肯定側					否定側				
論理的かつ効果的で、説得力ある弁論だったか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
内容は多角的で、深く検討されていたか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
資料やデータの用意や分析は十分だったか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
相手の主張を正しくとらえ反論できていたか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
表現や態度は適切だったか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
肯定側へのアドバイス	否定側へのアドバイス									

### 手法の実践(2)

## 地域課題の見つけ方(生徒用 p.44~49)

# 本手法の特徴

この活動は、「ディベートで政策論争をしてみよう」と同様に、話合いや討論の根拠を 調べたり、「模擬選挙」、「模擬請願」、「模擬議会」などの実践的な学習活動の中で用いる 学習手法の一つとして位置付けられる。

一般的に社会経験の少ない高校生が、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度 を育むためには、その前提となる活動として、例えば自分が住んでいる(あるいは学校の ある)身近な地域の実際の状況を知り、その中から自ら解決すべき課題を見出すことなど が考えられよう。そこでこの活動では、地域調査の基本的な手法を身に付け、実際に調査 を行ってみることを通して、生徒自身がより良い社会を形成していく「地域の主役」であ ることについて自覚させることをねらいとしている。

なお、この活動における「地域」とは、身近な地域の調査を通してとらえることのでき る、いわば直接経験している規模の地域のことである。したがって、この活動における調 査対象地域は必ずしも市町村を意味しているわけではなく、実際には市町村より小さな自 治会等のコミュニティを基にした地域であったり、複数の市町村にわたって設定したりす る場合も考えられる。

#### 2 解説と指導上の留意点

この活動は、地理歴史科、公民科、総合的な探究の時間、特別活動など様々な教科等に おいて実施することが可能である。

特に、地理歴史科の科目「地理総合」の内容C「持続可能な地域づくりと私たち」の中 項目(2)「生活圏の調査と地域の展望 | における学習内容との関連が深い。そこでの学習は、 生活圏の地理的課題について、生活圏内や生活圏外との結び付き、地域の成り立ちや変容、 持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、課題解決に求められる取組などを 多面的・多角的に考察、構想し、表現することを通して、課題の解決に向けた様々な立場 からの実際の取組について理解するとともに、課題解決に向けて探究する手法について理 解することをねらいとしている。こうした学習を通して、生徒は、生活圏に見られる課題 を自ら設定し、地理情報システム(GIS)などを活用して情報の収集、整理・分析を行い、 仮説を検証してまとめ、そこからさらに新たな発見や理解の深化を見いだしていくといっ た手法を身に付けることになる。

この活動と「地理総合」のC(2)「生活圏の調査と地域の展望」の学習の実施時期につい

ては、さまざまなパターンが考えられる。どちらが先行される場合も、教科等横断的なカ リキュラム・マネジメントによって、それぞれの活動を有機的に関連付けることで、効率 化や効果の高まりなどの相乗効果が期待できる。

なお、「地理総合」の履修前にこの活動を実施する場合には、中学校までに全ての生徒 が確実に学習した内容を踏まえ、それを発展させるようにすることが求められる。

そこで中学校の教育課程に目を向けてみると、生徒は、中学校社会科(地理的分野)の 内容 C 「日本の様々な地域」の中項目(1)「地域調査の手法」において、地域調査に関する 基礎的な力を身に付けて高等学校に入学してきていることが分かる。教員は、自校の生徒 が中学校段階でどのような地域調査を行ってきたのか把握した上で、更にその力を進展さ せるよう指導上の工夫を講じることで、「地理総合」の履修前においても、より一層効果 的な学習活動とさせることが可能となる。

また、副教材の他の学習活動との関連に目を向けてみると、例えば、この活動を、地方 公共団体の首長や地方議会に関する「模擬選挙」や、「模擬請願」を実施する際の事前学 習として位置付けたり、「模擬議会 | を実施する際の議案や「ディベート | 論題を何にす るか決める際の資料収集場面として位置付けたりすることが考えられよう。

なお、あくまでも学習手法としての位置付けであるため、単元計画を作成する際、連続 してまとまった時間を設定することが困難な場合には、この活動の前半部分である地域調 査は1学期に特別活動で実施し、自分と地域や政治との関わりを考察させる後半部分は2 学期に公民科で実施するなど、教科等を切り離して実施することもできる。

### 参考 学習指導要領における主な記述

- ○中学校学習指導要領(平成29年3月告示)
- 第2章 第2節 社会
- 第2 各分野の目標及び内容
- [地理的分野]
- 2 内容
- C 日本の様々な地域
  - (1) 地域調査の手法

場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事 項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
  - (ア) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎 を理解すること。
  - (イ) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的技能を

身に付けること。

- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調 **杳、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、** 表現すること。
- 3 内容の取扱い
  - (5) 内容の C については、次のとおり取り扱うものとする。
    - ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。
      - (ア) 地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事 情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から 適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学 習の効果を高めることができる場合には、内容の C の(3)の中の学校所在地 を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。
- ○高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)
- 第2節 地理歴史 第2款 各科目
- 第1 地理総合
- 2 内容
- C 持続可能な地域づくりと私たち
  - (2) 生活圏の調査と地域の展望

空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を探究する活動を通して、次 の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア次のような知識を身に付けること。
  - (ア) 生活圏の調査を基に、地理的な課題の解決に向けた取組や探究する手法など について理解すること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 生活圏の地理的な課題について、生活圏内や生活圏外との結び付き、地域の 成り立ちや変容、持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、課題 解決に求められる取組などを多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。
- 3 内容の取扱い
  - (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に断念するものとする。
  - ウ 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとすること。
    - (イ) (2)については、次のとおり取り扱うこと。

「生活圏の調査 | については、その指導に当たって、これまでの学習成果を

活用しながら、生徒の特性や学校所在地の事情などを考慮して、地域調査を実 施し、生徒が適切にその方法を身に付けるよう工夫すること。

#### この活動の実施に当たって必要なもの 3

- 各種統計資料、地図帳: 生徒が準備する。また、図書館、インターネットなどを通して の情報収集を行うことが考えられる。
- 行政発行広報誌:あらかじめ連絡することで、各班に1部程度は市区町村役場から提供 していただける可能性がある。また、広報誌のほか、市区町村の「基本計画」等につい ても、ホームページに掲載されている場合が多く、生徒一人一人がインターネットを通 して情報収集を行うことも考えられる。
- 議会情報誌:事前に議会事務局に問合せをすることで、情報誌(議会だより)を提供し ていただける可能性がある。
- 議会議事録:インターネット上に公開されている場合もある。

## 実践編:模擬選挙(1)(生徒用 p.52~61)

## 1 本学習のねらい

本章で取り上げる模擬選挙 (1) は、実際の選挙ではなく、架空の選挙として行うものである。架空の選挙として行うことにより、学校の計画に基づき自由な時期に行うことが可能となる。また、架空の候補者や政党を設定し行うことから、公職選挙法にとらわれず、より自由な学習活動を行うことができるという利点がある。

このような利点を生かして、模擬選挙を通じて選挙や政治に関心を持たせ、個人として 現実の政治的課題を把握し、深く考え、判断するという学習効果とともに、投票前に学級 等で議論を行うことによって生徒の考えを深めていくという効果を期待したい。

また、生徒用副教材では、知事選という地方自治に関わるテーマ設定を行っており、生徒が身近な課題を題材に学習を行うことができるようにしている。

なお、これらの活動は選挙管理委員会等の協力を得ることにより効果的な活動となることが期待される。以下では、福島県選挙管理委員会が福島県教育委員会との連携の下、県内の高校で実施している常時啓発事業「未来の福島県知事選挙」の事例による知見を踏まえて紹介する。

## 2 解説と指導上の留意点―未来の知事選の内容

## 1. 事前学習(公民科や総合的な探究の時間等 2~3時間 教員担当)

事前学習は、「高校生に自らの地域の課題について真剣に考え、自分なりの意見をもってもらう内容『生徒に考えさせる事前学習』」を基本とし、各学校が、実情に応じて自由 にアレンジすることを想定している。標準的な内容は、以下のとおりである。

## ① 個人学習(1時間)

生徒は、新聞記事等から、自分が考える自らの地域の課題を3つ選択し、「選択理由、 課題の現状、自分の意見」を「ワークシート①」に整理する。

## ② グループ学習(1 時間)

4人程度のグループに分かれ、生徒一人ひとりが選択した課題について「選択理由、課題の現状、自分の意見」を発表し、他の生徒と意見交換を行う。他の生徒の意見も参考に、「ワークシート①」を整理(加除修正)し、自分の意見を確定させる。

#### ③ 選挙公報等の配布(1時間)

①、②により、生徒に自分の意見を明確化させた上で、候補者の選挙公報等を配布する。

選挙公報等は選挙管理委員会等が準備することを想定している。

生徒に自分の意見と候補者の政策を比較させ、「ワークシート② | を使って候補者を評 価させる。

この評価結果が、投票する候補者を決める際の判断基準となる旨を説明する。

#### □ 選挙に関する実践的知識の学習(前述□~③の時間の一部を充てる)

生徒用副教材の解説編を使用し、実際の選挙のスケジュール、投票方法、選挙運動の種 類、候補者の政見を知る方法等の実践的知識を学習する。

#### 〈事前学習のショートパターン〉

事前学習を3時間確保できない場合は、以下の授業展開により2時間で実施するこ とも可能である。

〈パターン①〉[①の「個人学習」を課題(宿題)とし、「グループ学習」から行う。  $\langle \mathcal{N} \rangle \langle \mathcal{N} \rangle$ 

「個人学習」で最初から候補者が作成した選挙公報等を使用し、候補者の政策を「評 価できる政策 | と「実現に疑問を感じる政策 | に区分させる。また、候補者の政策の 中で「分からない用語や気になった用語(キーワード)」を整理させる。キーワード については、自主学習で調べさせる。

その後、「グループ学習」で意見交換を行う。他の生徒の意見も参考に、自分の意 見を確定させる(③は割愛)。この評価結果が、投票する候補者を決める際の判断基 準となる旨を説明する。

## 2. 合同個人演説会(又は政見放送上映会)の開催 (公民科や総合的な探究の時間等 1 時間 選管担当)

生徒を体育館等に集め、候補者が生徒に対して政策を訴える。選挙公報等の文章では伝 わらない候補者の「表情、声、雰囲気、表現力等」を感じることができ、生徒が持つ候補 者への印象や評価も変化する(実際の選挙でも選挙公報等の文章だけでなく、あらゆる観 点から候補者を評価しなければならないことを実感できる)。なお、演説会等の準備・進 行は、ノウハウをもった選挙管理委員会の協力の下で行うことにより学校の負担軽減を図 ることができる。また、コロナウイルス感染症対策には留意することが必要である。

#### • 合同個人演説会

各候補者がパワーポイントを用い、独 自の政策について6分程度の"生演説" を行う。

最後に、生徒と候補者との質疑応答を 行う。

#### • 政見放送上映会

各候補者の政見を事前収録した政見 放送を上映(合同個人演説会での演説と 同内容)。

## 未来の知事選挙候補者の政策を分析・評価しよう!

※候補者の政策を「評価できる政策」と「実現に疑問を感じる政策」に分けてみよう。 ※候補者の政策の中で「分からない用語や気になった用語(キーワード)」を調べてみよう。

)候補 (

0	評価できる政策	×	実現に疑問を感じる政策
キーワード	(例) ワークシェアリング 労働者一人当たりの労働E 増やすという考え方。多く	時間を短く	することで、社会全体の雇用を一人当たりの賃金は減る。
他の人の 意見で参考に なったもの			

## 3. 投票、開票(いずれも放課後等 30分 選管担当)

本ケースでは、投票は強制ではなく自由投票とし、生徒の自由時間である放課後等に投 票時間を設定している (授業内での実施も可能である)。

以下のとおり"実際の選挙さながらの雰囲気"で、投開票を体験する。

なお、投開票所の設営、運営等は生徒が参加し、選挙管理委員会の協力の下で行うこと が期待される。

#### 1 投票

- 教室に再現された投票所で、実際の選挙と同じ方法で投票する。
  - →投票所入場 (整理) 券の事前配布、選挙人名簿による受け付け (生徒の出席番号が選 挙人名簿番号)。
- 使用する投票箱、投票記載台、投票用紙は全て実際の選挙と同じものとする。
- 生徒が投票管理者、投票立会人、投票事務従事者の役割を体験する。

#### 2 開票

- 実際の選挙で使用する開票トレイ等を用い、生徒が開票を体験する。
  - →投票の仕分け、投票の効力(有効、無効)の判定、投票の計算、投票の確定等を生徒 が体験する。

#### 投票・開票風景









## 4. 振り返り(公民科や総合的な探究の時間等 1 時間 教員担当)

本時は、選挙結果の発表と併せて、候補者を選ぶ基準について改めて生徒個人の考えを まとめさせる時間とする。その際、ワークシート②で作成した「候補者の評価表」が自分 自身の投票の際の判断基準となっていたことに気付かせるとともに、他の生徒の判断基準 が自分のものとは異なっている場合も多いことを理解させる。そして、これら多様な判断 基準の下で行われた投票の結果として当選者が決定されることを体験的に理解すること で、議会制民主主義を支える選挙の意義や、投票を通した政治参加の在り方を考察する機 会としていくことが求められる。

#### 評価の視点 3

評価の視点については、本指導事例をもとに指導し評価する場合に留意したい視点を示 している。各学校においては、指導や評価の計画を作成にするに当たり参考にされたい。 なお、「第3章 模擬選挙(1)(「チャレンジを含む」) / 模擬選挙(2) | 「第4章 模擬 請願」は便宜上、公民科での実施した場合の捉え方を示しているが、総合的な探究の時間 や特別活動などで実施する場合には、適宜それぞれのねらいに対応した評価の観点を設定 し、それぞれの学習活動を実施することが求められる(「第5章 模擬議会」については、 総合的な探究の時間で実施するものとして評価の視点を示している)。

- 現代日本における地方自治と選挙に対する関心を高め、選挙を通した政治参加の在り方 について考察しようとしている。
- 地域の課題を自ら見出し、模擬選挙を通して課題解決の在り方について多面的・多角的 に考察し、様々な立場、考え方を踏まえ、公正に判断して、その過程や結果を適切に表 現している。
- 地域の課題やその解決策に関する諸資料を様々なメディアを通して収集し、学習に役立 つ情報を適切に選択して、効果的に活用している。
- 選挙制度、選挙を通した政治参加の重要性について理解し、その知識を身に付けている。

## 参考資料

以下、選挙と同じ雰囲気、臨場感を体験できる工夫について紹介する。

●教室に投票所を再現





●投票用紙(BPコート紙)



●投票所入場券



●選挙運動用ポスター



## 未来の福島県知事選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

#### 若者が変わる。福島が変わる。 ~実現すべき3つのITE~

#### Improvement Terms of En

ワーナシュアラングをからとした労働状況・集件の収算を図る。具体的には月回たりの 有業的時に展開を設ける。特点を指すと主要展開的も確心し課題はを拡大されるださ

教育予算を確やし学校を開設。ただの学校ではなくを専門分類に特化した学科を繋げるこ とで低すした通び中の向上を図る、また技術料を定くすることで表芽を含すとともに家庭 における教育者の信用を採らす。

保存を扱わる記を解説するために向のおこいちゃんおばあちゃんに子どもの信仰をみて もろう。河面の内側をの手載けをするとともに、地方指名の町かつながりや成倒さの外路 を指す。



さとう 省黄三株かれ今の製品に必要なの社 福島高校卒業 平成七年生工人 ま 3 ただ様を描られ

●同一の争点(教育政策、観光政 策等) について候補者の政策を 横断的に整理した「争点表」 ※候補者間の対立軸を意識した \$000

#### 各種争点に対する各候補者の考え方

なお

| セプトに、他県民はもちろん| を「観る・やる・応援する」 人観光客の増加を図る

あつみ 駿

さとう

整える。

を導入し、メリハリのある学習環境をの授業開始前に15分間の「昼寝タイム」 し、学生の意欲を高める。また、午後交換や討論をする参加型の授業を導入 スタイルにNO!クラスの仲間と意見先生から一方的に教えられる今の授業

本質バイオマス発電の導入で林業を 福島には素晴らしい魅力がたくさん、効果的 活性化による長期的な産業の展 が、泉産品等をPRするインパクト 興志推構。民間用宇宙シャトル製造が、県産品等をPRするインパクト 興志推構。民間用宇宙シャトル製造が、県産品等をPRするインパクト 興志推構。民間用宇宙シャトル製造が、県産品等をPRするインパクト 観志を相関語には、といるので、現事(私)自ら 東方性化による長期的な産業のの最高定性化と浜通りの安定雇用を 的に「熱い」トップセールスを行う。 ダブルで実現。



右から届出順

次世代の育成に関する政策

関する政策

産業振興・地域振興に

光振興に

関する政

フークシェアリングを中心とした労、県内に本格アウトレットモールを建つている。休日出勤の抑止、賃金を抑え、ぐ。大規模の野外音楽フェスティバロる、休日出勤の抑止、賃金を抑え、ぐ。大規模の野外音楽フェスティバトは、保付には、長の他全人正規雇用枠を増やし就職口を拡大、ルなどを定期的に開催し、その他全人正規雇用枠を増やし就職口を拡大、ルなどを実期的に開催し、その他全させる。

# 福島の潜在能力を掘り起こ





- 1、エネルギー杖装・・
- 2、投票に折たを思・・・キみくナの政事はどうしても成くてのトウトしがら..... そこで手続くその投雲の雲に「金癬」を導入して手換もスッキリ!
- 3、 産業収集・・・福島に対大な産業を根保かせるともこで自なっけたのは「宇宙産業」

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま写真に撮り、 縮小して印刷したものです。

政業では『ブルーゴ常智』『紹合学習』の時間を埋から、常がを実感

候補者等が選挙公報を印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等 の規定に抵触するおそれがあります。

## チャレンジ 政策討論会をしよう(生徒用 p.58 ~ 61)

## 本学習のねらい

ここでは、模擬選挙(1)の発展形として、生徒が知事選挙の候補者となり模擬政策討 **論会を開催する。実施に当たっては、事前に地域ならではのテーマを設定し、課題を整理** することとなり、この「地域課題の把握」と「解決策の提案」が、非常に重要な意味を持 つ。また、候補者と「政策立案ブレーン」によるグループワークを通じて、地域課題に主 体的に取り組んでいくことの大切さを学ばせたい。

## 解説と指導上の留意点

## 1. 実施に当たって

(1) 政策討論のテーマを設定する。生徒からアンケートなどで意見を聞いてもよい。 〈例〉

地域産業の活性化、インフラ整備、地域医療・介護サービスの充実、学校教育の充 実、伝統文化の継承、地球温暖化・環境対策、災害に強い街づくり、財政力の強化、 地域協働の推進

- (2) 生徒全員にアンケートを行う。
  - ① 政策討論会は、2つのテーマについて2回行うのでテーマを4つ設定し、それ ぞれのテーマについて生徒の興味・関心、意見や考え方の傾向を読み取るための アンケートを行う。

〈アンケート例〉

## 「政策討論会をしよう」事前 Web アンケート

- 1. 第1テーマ「地域産業の活性化」について、あなたの意見や考えに最も近いもの を選んでください。
- (1) どの産業を優先的に活性化させたいですか。また、その理由も簡潔に入力して ください。

$\bigcirc$	第一次産業		
班	t! H-1 .		

$\bigcirc$	第二次産業
3	理由:
$\bigcirc$	第三次産業
3	理由:
(2)	上記で第一次産業を選んだ生徒に聞きます。第一次産業でどのような政策を推
	進しますか。
$\bigcirc$	県による第一次産業への補助金等の交付
$\bigcirc$	第一次産業の自立を促す支援 (6次産業化を含む)
$\circ$	農業法人等、企業と連携した支援

○ その他:

(中略)

- 2. 第2テーマ「地域医療サービスの充実」について、あなたの意見や考えに最も近 いものを選んでください。
- (1) どのような地域医療・介護サービスの充実を図っていきたいですか。
  - 高度医療を行う総合病院の建設
  - 民間病院等の連携強化に向けた仕組み作り
  - 医師不足解消に向けた仕組み作り

(以下略)

- ② アンケート結果から、2回政策討論会が開催できるように4人の候補者を2組 選び、生徒を指名する。また、それぞれの候補者に政策を立案する際の政策ブレー ンとなる生徒を選ばせる。その際、候補者の立場に近い生徒のリストを作成して おく。
- (3) 与えられた準備期間中に、「政策討論会」の準備を行わせる。例えば与えられた第1テー マの「地域産業の活性化」だとしたら、生徒用 p.58 のような政策提案を準備させる。
- (4) 教員が第1テーマと第2テーマを指定する場合、各候補者は独自の「第3テーマ」 を設定し、他の候補者と違う政策提案を行うことも可能であることを指導する。
- (5) 政策討論会当日、各候補者は討論会の資料として、A4用紙1枚の資料を配布でき ることとし、その作成を行わせる(生徒用 p.60 参照)。

## 2. 政策討論会当日

(1) 候補者及び政策ブレーン以外の生徒で、2回の政策討論会を運営する政策討論会実行 委員をそれぞれ組織し、政策討論会の形式、各候補者への質問事項などを検討させる。

- (2) 政策討論会当日は、各政策討論会実行委員が考えた政策討論会の形式にしたがい進 行する(生徒用 P.61 参照)。政策討論会終了後、候補者と政策ブレーン以外の生徒 により投票を行う。その際、例えば、候補者及び政策ブレーン、政策討論会実行委 員の生徒が他のクラスや学年に出向き、政策討論会及び投票を行うことも考えられる。
- (3) 政策討論会終了後、有権者役の生徒に候補者の提案した政策を比較して「知事とし てふさわしい |人物に投票するよう指示する。同時に、各候補者に政策提案の「良かっ た点」、「よく分からなかった点や疑問に思った点」、「ここを改善するともっと良く なった点 というアドバイスを、「アドバイス用紙」などを用意して記入させ、候補 者と政策ブレーンに還元する。
- (4) 次回の授業で「本県の課題と今後の政策」というレポートを提出するよう指示する。

## 3. その他

例えば、「県債を大幅に発行してでも、景気対策を優先する or しない 」、「少子化対策を 最優先にする or 高齢化対策を最優先にする」との対立軸で、4つの政党を作らせた後に 公約を作成させ、4党の政策論争をトーナメントで行う、という政策論争も考えられる。

#### 3 評価の視点

評価の視点については、本指導事例をもとに指導し評価する場合に留意したい視点を示 している。各学校においては、指導や評価の計画を作成にするに当たり参考にされたい。

- 現代日本における地方自治と選挙に対する関心を高め、模擬的な立候補を通した政治参 加の在り方について考察しようとしている。
- 地域の課題を自ら見出し、模擬的な立候補を通して課題解決の在り方について多面的・ 多角的に考察し、様々な立場、考え方を踏まえ、公正に判断して、その過程や結果を適 切に表現している。
- 地域の課題やその解決策に関する諸資料を様々なメディアを通して収集し、学習に役立 つ情報を適切に選択して、効果的に活用している。

## 本学習のねらい

本章で取り上げる模擬選挙(2)は、実際の選挙を題材とした模擬選挙を行うことを通 じて、選挙や政治をより身近なものに感じさせるとともに、将来の主体的な投票行動へと つなげていくことを目指している。

実際の選挙において発信されるまさに現実の情報に生徒が触れ、自分の考えを深め、判 断していくという活動が適切に行われるよう学校として取り組みたい。

なお、実際の選挙を取り扱うことから公職選挙法等に十分配慮しながら取り組むことが 必要であり、円滑な実施のためには選挙管理委員会等の協力を得ることが不可欠である。

## 解説と指導上の留意点

## 指導の計画

単元目標 民主政治を維持するには、国民の政治参加と自律的な行動が大切であることを 理解させる。

指導計画 1時間目 若年層の低投票率とその影響(生徒用副教材 解説編第4章「年代 別投票率と政策 | 参照。ワークシート「模擬選挙の前に | Q1、Q2 を活用)

> 政党の役割と選挙制度(生徒用副教材 解説編第2章「選挙の実際」 2時間目 参昭)

> 投票の基準について(ワークシート「模擬選挙の前に」Q3、Q4を 3時間目 活用) ※本時 (次時までの課題:ワークシート「政党や政策を比べてみよう!)

4時間目 模擬選挙(放課後等に設定することも可能である)

5時間目 模擬選挙を振り返って、世論形成とメディア(ワークシート「模擬 選挙を振り返ろう|)

本時の目標 1. 間接民主政治を支える公正な選挙制度の仕組みを知る。

- 2. 選挙公報や新聞などの有用な資料を読み取り解釈する。
- 3. グループワークを通じて、意見の違いを認識し、コミュニケーション能 力の向上を図る。

#### 本時の学習の流れ(本時3/5)

	学習活動	指導上の留意点
導入 (5分)	実際の選挙をイメージして、投票用紙に 何を書けばよいか考える。	前時(2時間目)の学習を振り返り、選挙の種類によって候補者名、政党名の一方しか書いてはいけなかったり、どちらかを書けばよかったりすることに気付かせる。
展開 (35 分)	投票の基準について、自由に意見を出し合う。 自分の関心のある政策と他の生徒の関心 のある政策の比較などを通じて投票先の 判断について考えを深める。	個人では意見が出にくい場合は、グループで話し合わせた過程や結果を発表させるとよい。
まとめ (10分)	次の時間に模擬選挙を行うことを知る。 自分の関心のある政策と各政党の力を入 れている政策の重なりなどを基準に投票 先を判断することなどが考えられること に気付く。	次の時間までの課題として、政党比較表を各自で作成しておくよう指示する。また、政策比較のための座標軸を整理するよう指示する。 選挙公報や参考となるウェブサイトがあることを紹介する。

## 2. 事前準備

#### □ 必要なもの

- 投票用紙:教員が印刷する(場合によっては、選挙管理委員会の協力を得る)。
- 投票箱、記載台: あらかじめ連絡することで、市区町村の選挙管理委員会から借りら れる可能性がある(場合によっては、選挙啓発グッズも提供してもらえる。記載台を 用いるときは、記入用鉛筆を用意する)。
- 選挙公報:あらかじめ選挙管理委員会に必要枚数などを連絡しておくと入手が容易と なる。ただし、公示・告示日直後に模擬投票日を設定すると、入手が困難である。ま た、入手が困難な場合には、各生徒が家庭から持参することとする。
- 冊子状の公約集:選挙運動期間中は配布できる場所が限定されており、学校で配布す ることはできない。生徒が政党のウェブサイトから情報収集するなど自ら集めるよう 指導することが適当である。
- 学習プリント:生徒自ら、新聞記事やニュースサイトなどから情報を収集させること が基本である。情報収集の際には、6~7人のグループに分けて、争点ごとに各政党 の主張をまとめさせることもできる。
- 集計用紙:投票結果を集計する用紙を教員が用意する。
- ・投票を呼びかけるポスターなど:教員又はボランティアの生徒により複数用意し、校 内に掲示する。選挙管理委員会から啓発用ポスターを入手できる可能性もある。

#### 2 事前学習

模擬選挙の事前学習として、本単元の指導計画の1時間目から3時間目に示した学習活 動を行うことが必要である。

1時間目は、生徒用副教材の解説編第4章「年代別投票率と政策」を参照して、若い世 代の投票率が他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大してきていることを資料から読 み取らせ、そのことによる影響を考察させる時間である。ワークシート①「模擬選挙の前 に」の Q1、Q2 についてグループで話し合い、その内容を発表させることで、学級全体で 若い世代の投票率低下についての課題意識を共有させることが大切である。

2時間目は、生徒用副教材の解説編第2章「選挙の実際」を参照して、候補者が立候補 して選挙運動を行う過程と有権者が投票するまでの過程、開票から当選人の決定に至るま での流れについて理解させる時間である。その際、選挙に関する細かい制度や仕組みを理 解させることよりも、有権者として実際に投票を行う際の流れを具体的にイメージできる ようにさせることに留意して指導する必要がある。

本時である3時間目は、有権者として実際に投票する際に何を基準に投票するのか考察 させる時間である。 2時間目までの学習を踏まえて、ワークシート①「模擬選挙の前に」 の Q3、Q4 について話し合わせるとよい。あわせて、次の時間に模擬選挙を行うことを告 知する。

また、生徒用副教材では、4時間目に行われる「模擬選挙」に向けての事前学習として、 公約や政策を比較し、まとめを行うことを念頭においている。具体的には、生徒用副教材 の p.66 ~ 67 にワークシート②「政党比較表を完成させよう」を示しているが、当該ワー クシートについては、全学年で実施できるよう自宅学習などの課題として取り組むことを 想定している。なお、当該ワークシートにまとめた内容を選挙運動期間中に発表すること は選挙運動と認められるおそれがあるので、十分留意する必要がある。

さらに、生徒用副教材に示した「政策比較のための座標軸」は、縦軸と横軸に生徒自身 が関心のある2つの政策をそれぞれ配置し、それらの政策に対する各政党の考え方が座標 のどの辺りに位置付くか記入させるためのワークシートである。必ずしも座標の4象限の 中に位置付けなければならないというものではなく、取り上げた政策に対して積極的でも 消極的でもなくその中間であるといった場合には、縦横の座標軸上に位置付くといった場 合も考えられる。また、授業で生徒用副教材の参考編第3章「調べてみよう」に掲載され た、参考となるウェブサイトを紹介しておくと、生徒自身でアクセスして調べてみること が期待される。

## 3. 投票

投票の方法は、2つに大別できる。生徒用副教材には①のパターンを取り上げたが、生 徒会が呼びかけ、生徒が中心となり実施したり、期日前模擬投票も可能になるなど、②の 方が実際の選挙により近く、主体的な投票行動を促すことができる。

①授業時間内に実施する(公民科、総合的な探究の時間、ホームルームなど) 教室内で投票する。

#### ②昼休みや放課後に実施する

社会科教室や会議室などに設けた模擬投票所で投票する。

授業内に投票をする場合は、全員に投票用紙を配布し、記入、投票という手順となる。 ただし、自由投票であることを教員がきちんと説明する必要がある。

昼休みや放課後に投票する場合には、模擬投票所に受付を設け、氏名をチェックした後 に投票用紙を渡す必要がある。また、投票を呼びかける放送なども有効である。これらを 牛徒会役員やボランティアの牛徒に担わせることにより、より牛徒が主体的に関わる模擬 選挙を実施することができる。

感想やアンケート(無記名)は投票時又は投票後に書かせるとよい。

## 開票

教員の立会いの下、生徒会役員やボランティアの生徒によって行うとよい。選挙管理委 員会が指導・協力するケースもある(公表については、「7. 公職選挙法上の留意点等につ いて | 参照)。

## 5. 模擬選挙の実施に当たっての配慮事項

事前に管理職から実施の承認を受けるとともに、学校として組織的に行うことが適当で ある。また、他の教員や生徒に協力を要請する一方、最寄りの選挙管理委員会や模擬選挙 をサポートしてくれる団体と連携することで、投票箱、記載台、選挙公報、選挙啓発用ポ スターなどを準備することが可能となる。保護者に対しては必要に応じて事前に実施のお 知らせを配布する。

生徒用副教材では衆議院議員総選挙のうち、比例代表選挙を取り上げたが、参議院議員 通常選挙や地方選挙でも実施できる。また、衆議院議員総選挙では、生徒が居住する地域 の選挙区が学校所在地の属する選挙区と異なっている場合もあることに配慮した上で小選 挙区選挙も併せて実施できるものと考えられる。また、地方公共団体の選挙などは、身近 な課題が争点となることも多く、より自治意識が高まることも考えられる。なお、政党だ けではなく、候補者を取り上げて模擬選挙を行う場合には、候補者の個人的な要因により 安易に判断するのではなく、本活動の目的に沿った政策を中心とした判断が行われるよう 配慮することが求められる。

## 6. 模擬選挙(2)の振り返り

実際の選挙にあわせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の結果と実際の選挙結果と

を比較し分析することは、本学習活動のねらいを達成するために有効である。そこで、ワー クシート③「模擬選挙を振り返ろう」に模擬選挙の結果と実際の選挙結果を記入させ、な ぜ結果に差が出たかなどについて個人及びグループで考察させる。結果に差が出ていた場 合、生徒は、自分たちは若い世代にとって関心のある政策を中心に模擬選挙の投票先を判 断したが、一方で自分たちがあまり関心を持たなかった政策も、他の世代の有権者にとっ ては重要な判断基準であったのではないか、などと振り返ることが考えられる。その際、 考察した事柄を発表させる時間を取り、政治参加の在り方の一つとしての選挙という面か ら、更に考察を深めさせるとよい。

また、投票先を判断する際に参考とした様々な情報の多くがメディアを通して提供され たものであることに気付かせることや様々なメディアが自己の見解を述べていることか ら、多数のメディアから情報を得ることが求められるなど、メディア・リテラシーの重要 性を認識させるとともに、世論形成に果たすメディアの役割の考察にも取り組ませたい。

なお、協力していただいた選挙管理委員会、模擬選挙をサポートしてくれた団体などに、 生徒の感想とともに考察した結果を報告することも大切である。

## 公職選挙法上の留意点等について

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙については、現実の具体的な政治的事象につい て、各党や候補者の主張を公約等の様々な情報から判断することによって、具体的・実践 的な政治的教養を育むことができるなど有益な点が多い。

一方、選挙運動期間に合わせて模擬選挙を実施するということは、公職選挙法上、選挙 運動を行うことができる期間に実施することとなるため、選挙運動について、公職選挙法 上、様々な制限がある中、それらに抵触することがないよう留意して実施する必要がある。

公職選挙法上の留意点については、以下に示すが、特に選挙運動期間中に模擬選挙を実 施する場合には、法律について深い見識を持つ選挙管理委員会等との連携を図ることが望 まれる。選挙管理委員会等と連携することにより、選挙公報等を入手したり、投票箱等実 践的な器具を借り入れることも可能となることから、模擬選挙を実施する際に、選挙管理 委員会等と連携した取組が期待される。

## □ 事前運動の禁止(公職選挙法第 129 条関係)

選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日までの間(選挙 運動期間という。)においてのみ行うことができ、それ以外の期間に選挙運動と認められ るおそれのある行為をすると、事前運動として公職選挙法第129条に違反するおそれがあ るので、十分留意する必要がある。なお、選挙運動の考え方については、後述する。

## ② 人気投票の公表の禁止(公職選挙法第138条の3関係)

公職選挙法第 138 条の 3 は、「何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気 投票の経過又は結果を公表してはならない。」と規定している。

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、政党等に対して模擬投票を行うこと は公職選挙法上の「人気投票」に当たることから、模擬選挙の結果を公表することはでき ない。

この規定は人気投票そのものを禁止したものではなく、当該選挙の当選人確定後であれ ば公表しても差し支えないと解されており、授業において模擬選挙の結果を扱う場合には、 この点に留意する必要がある。

## ③ 文書図画の頒布・掲示の制限(公職選挙法第142条、公職選挙法第142 条の2、公職選挙法第143条、公職選挙法第146条関係)

選挙運動期間中に、ビラやパンフレット、ポスターなどの選挙運動のために使用する文 書図画を頒布・掲示することは公職選挙法上、制限されており、公職選挙法が認めた文書 図画しか頒布・掲示することはできず、また、その枚数、頒布や掲示できる場所など様々 な制限規定がある。そのため、下記のような点に配慮する必要がある。

- 各党の政策をまとめた冊子状の公約集は、選挙運動期間中は、一定の場所でしか頒布す ることができず、高等学校の教育活動において学校が配布することは公職選挙法第142 条の2に違反するおそれがある。そのため、公約集を学習活動で活用する際には、生徒 が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したり する必要がある。
- また、新聞社等が作成する各党の政策が記載された選挙関連のサイト(いわゆる「まと めサイト |) は、一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考え られる。そのため、教員が生徒に対し、そのようなまとめサイトを印刷し、配布するこ とは直ちに規制されるものではないことから、このような取扱いをすることも考えられ る。
- なお、報道機関ではなく、教員が各政党の主要な部分における主張をまとめるような場 合、各政党の主張を平等にまとめない限り、選挙運動のために使用する文書図画と認め られるおそれがある。また、平等にまとめ、選挙運動用文書図画と認められない場合で あってもそれをプロジェクター等で投影し、生徒に見せる場合には、各政党の主張を平 等に扱わない限り公職選挙法第146条に違反するおそれがある。
- さらに、投影や印刷において特定の政党部分のみを目立たせるようにしたり、特定の政 党を強調しているサイトを利用したりすることは選挙運動のために使用する文書図画に 当たる場合も考えられることから、そのような行為は避ける必要がある。

上述の留意点は、選挙運動期間中におけるものであるが、選挙運動期間外に過去の国政 選挙の資料や現にホームページ上に掲載されている資料を活用して模擬選挙を行うこと は、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。また、選挙運動期間外に教員が各政 党の主要な部分における主張をまとめ、プロジェクター等で投影し、生徒に見せたり、生 徒に配布したりすることも、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。なお、この

場合でも教員が教育目的で作成・配布する教材については、教育基本法第14条第2項を 踏まえ、政治的中立が確保されるようにすべきことは他でも言及しているとおりである。

このように、模擬選挙を行う時期を敢えて選挙運動期間から外し、前後にずらすなど実 施時期を工夫することで、実践に取り組みやすくなることもある\*。ただし、選挙運動期 間外であっても、例えば衆議院が解散され、総選挙が公示されるまでの選挙が近い時期に 行われるなど、態様によっては事前運動となり、公職選挙法に違反するおそれがあること に留意する必要がある。

#### |4|| 投票の秘密保持(憲法第 15 条第 4 項及び公職選挙法第 52 条関係)

生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねたり、自分の支持する候補者や自分の支 持政党を明確にしなければ議論できないような課題設定を行ったりすることについては、 たとえ教育的なねらいがあったとしても、満18歳以上の生徒にそのような指導を行うこ とは憲法第15条第4項(投票の秘密)及び公職選挙法第52条(投票の秘密保持)の趣旨 により控える必要がある。

また、公立学校の場合、公務員が有権者に対し、その投票しようとする若しくは投票し た候補者の氏名や政党名等の表示を求めた場合は、公職選挙法第226条第2項(被選挙人 の氏名等表示要求罪)が成立することとなる。

## | 5| 満 18 歳未満の者の選挙運動の禁止(公職選挙法第 137 条の 2 関係)

満18歳以上の者は、公職選挙法上選挙運動となる行為を行うことは可能である。一方で、 満 18 歳未満の者が選挙運動を行うことは、公職選挙法上、禁止されている。

このため、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集 団において、選挙運動期間中における選挙運動について、主体と客体の観点から整理する とおおむね次のとおりである。

#### ①満 18 歳未満→満 18 歳以上の場合

特に、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団に おいて、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合には、満18歳未満の者が 選挙運動を行うことができないことに鑑み、満 18 歳未満の者から満 18 歳以上の者に対す る選挙運動が行われないように指導すべきである。

具体的には、例えば、授業において政策について議論させる過程で、満 18 歳未満の者 が満 18 歳以上の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票す るよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、選挙運動と認められるお それがあり、公職選挙法第137条の2第1項に違反するおそれがあるので、この点特に留 意が必要である。

なお、後述する選挙運動の考え方にもあるとおり、ある行為が選挙運動と認められるか どうかは、その行為の方法や時期など様々な状況を考慮して、実質に即して判断されるこ とになるので留意する必要がある。

#### ②満 18 歳未満→満 18 歳未満の場合

次に、満18歳未満の者から満18歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している特 定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、 一般的には、選挙運動と認められるおそれは低いが、満 18 歳未満の者から満 18 歳未満の 者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけた場合や、その 者を通じて間接的に有権者である他の者へ働きかけた場合などは、選挙運動と認められる おそれがあり、態様により、公職選挙法第137条の2第1項や第2項に違反するおそれが あり、この点特に留意が必要である。

#### ③満 18 歳以上→満 18 歳以上の場合

また、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合でも、満 18 歳以上の者同 士の間での取扱いについては、選挙運動を行うことが可能であることから、自分が支持又 は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求 めたりすることは、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。

#### ④満 18 歳以上→満 18 歳未満の場合

最後に、満18歳以上の者から満18歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している 特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合 は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低い。満 18 歳以上の者から満 18 歳未満 の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけることも直ち に規制されるものではない。ただし、満 18 歳以上の者が満 18 歳未満の者を使用して選挙 運動をした場合は、公職選挙法第137条の2第2項に違反するおそれがある。

このように選挙運動については、満18歳以上の者が公職選挙法上適切に行えば問題は ないが、満 18 歳未満の者が同様の行為を行うことは、公職選挙法上、禁止されていると いうことを前提に、特に満18歳以上と満18歳未満の者が混在する第3学年等においては 指導を行う必要がある。

なお、ある行為が選挙運動であるかは最終的には司法で判断されることとなるが、選挙 運動とは、判例・通説では「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投 票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為|であると解されている。

具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするに当たっては、単にその行為 の名目に着目するのみでなく、その行為の態様(その行為のなされる時期、場所、方法、 対象等)を総合的に観察することによって、実質に即して判断されることとなる。

こうした点を踏まえ、生徒用副教材においては、模擬選挙(2)として、実際の国政選 挙に伴って実施することが可能な例を示している。

具体的には、選挙運動期間中等に模擬選挙を行う場合、投票に当たって重視する政策分 野について、個別の政党に触れず模擬選挙前に政党や候補者を選ぶポイント(判断基準) について、グループディスカッションを行ったり、クラスで発表させたりすることやその 後に各政党の政策を宿題としてまとめさせたりする実践例である。これらの活動は、一般 的には、公職選挙法上、直ちに規制されるものではなく、満 18 歳以上と満 18 歳未満の者 が混在する第3学年等においては、このような学習活動を行うことが考えられる。ただし、 各政党の政策を宿題としてまとめたものを発表させる場合、選挙運動と認められるおそれ があるので、十分留意する必要がある。

また、特定の政党の支持を働きかけることなく、特定の政党のみが替成又は反対してい るものではないテーマを選び、そのテーマに関して政策を比較したり評価を行ったり政策 の支持を働きかけたりしても、公職選挙法上、直ちに規制されるものではないことから、 そのような工夫を行うことも考えられる。

ただし、満 18 歳以上と満 18 歳未満の者とが混在する第3学年等において生徒用副教材 の「模擬選挙 (2)」で示されたような学習活動を行う場合であっても、自分が支持又は 評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求め たりすることを伴う場合は、上述したような選挙運動と認められるおそれがあることに留 意する必要がある。

#### 教育者の地位利用の選挙運動の禁止(公職選挙法第137条関係)

公職選挙法第137条において、「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上 の地位を利用して選挙運動をすることができない」とされており、教員としての地位に伴 う影響力を利用した選挙運動を行うことはできないことについても併せて確認しておきた い (p.85 参照)。

なお、生徒から各党の政策や公約の言葉の意味や内容について質問を受けたような場合、 それらについて単に言葉の意味や内容を説明することは公職選挙法上直ちに規制されるも のではない。

## 8. 第3学年等において模擬選挙を実施する場合の留意点

満 18 歳未満の生徒は、選挙運動となる行為を行うことはできず、また、満 18 歳以上の 生徒に、教員が授業において特定の候補者や政党への投票意思を表明させることは避ける 必要があることなど、公職選挙法上、様々な制限がある中、選挙運動期間に合わせて模擬 選挙を実施する際には、それらに抵触することがないよう留意する必要があることはこれ まで述べてきたとおりである。

このため、満 18 歳以上の有権者である生徒と満 18 歳未満の有権者でない生徒とが混在 する第3学年等において、実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間 中やその直前などに、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼 びかけたり、支持するよう理解を求めたり、教員が生徒にどの候補者や政党へ投票したい かを尋ねたりするような学習活動を学級等の集団全体で取り組むことは、前者については 選挙運動に当たるおそれがあり、後者については投票の秘密保持の趣旨からそれぞれ困難

が生じることが想定され、これを踏まえた慎重な対応が求められる。

また、これまで見てきたような公職選挙法に関する留意点を踏まえ、満 18 歳未満の生 徒については選挙運動を行わせないようにするとともに、満18歳以上の生徒については、 違法な選挙運動とならないような配慮が必要である。もとより後者については、教育基本 法に定める学校の政治的中立性が確保されることが必要となる。具体的には、生徒が教育 活動の本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治活動を行うことがな いように教員の適切な指導の下、授業全体として政治的中立性を確保することが必要であ る。

#### 評価の視点 3

評価の視点については、本指導事例をもとに指導し評価する場合に留意したい視点を示 している。各学校においては、指導や評価の計画を作成にするに当たり参考にされたい。

- 現代日本における政党政治と選挙に対する関心を高め、選挙を通した政治参加の在り方 について考察しようとしている。
- 模擬選挙を通して政治参加の在り方について多面的・多角的に考察し、様々な立場、考 え方を踏まえ、公正に判断して、その過程を適切に表現している。
- 選挙や政策に関する諸資料を様々なメディアを通して収集し、その情報を適切に選択し ている。
- ・政党の役割と選挙制度、選挙を通した政治参加の重要性について理解し、その知識を身 に付けている。

# **COLUMN** 特別支援学校(知的障害)における取組



## …基本的な考え方

知的障害者である牛徒に対する教育を行う特別支援学校(以下、「特別支援学校(知的障害)」 という)においては、政治やそのプロセスである選挙の仕組みを学習するに当たり、個々の 生徒の知的障害の状態を踏まえ、物事への理解の程度やコミュニケーションの状況等を含め た日常生活や社会生活への適応状況、さらに学校、地域等の実態に即して、指導目標や指導 内容を具体的に設定する必要がある。

特に、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的 になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことがある。そのために、生徒の卒業後の 生活を見据えながら、社会の習慣、生活に関係の深い選挙の仕組み等について生徒の体験に 結び付けた具体的な学習活動を指導計画の中心に据えながら、学習で得た知識を実践できる ようにしていくことが必要である。

こうした配慮は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する 教育を行う特別支援学校において、知的障害を併せて有する生徒に対しても同様である。

## 「生徒会役員選挙を通して、選挙の仕組みや投票の仕方を学ぼう| 岩手県立盛岡峰南高等支援学校(知的障害)の実践例

#### □ 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けは、特別支援学校(知的障害)高等部「社会科」と特別活動を合わ せた指導として行っている。

#### 2 単元のねらい

生徒会役員選挙を通して、選挙の意義や具体的な仕組みを理解し、実践する力を身に付け るとともに、他者に自分の考えを伝える力や他者の意見を理解し行動できる力を育成する。

#### 3 単元目標

- 自分たちの学校生活を充実向上させるために主体的に考え、生徒会役員として適切なリー ダーを選出する。
- 生徒会役員選挙を通して、国、県、市区町村の選挙の仕組みや投票の仕方について学ぶ。

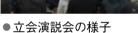
#### 4 授業計画(4時間)

本時間以外にも、ショートホームルーム等を利用して計画的な指導を実施。

	学習活動	①障害に基づく配慮 ②指導上の留意点
	生徒会役員選挙告示、立候補者告示、	①選挙に関係する用語についてその意味 等について丁寧に説明する。
事前学習	選挙運動、期日前投票等、投票まで	②生徒会役員選挙管理規約に基づき、生
	の一連の流れについて学ぶ。	徒が主体的に選挙を運営できるよう支援する。
役員立候補	立候補者及び責任者は、自分の考え	①生徒の理解の程度に応じて、演説の要
者等による	をまとめ、演説する。他の生徒は演	点をメモし、必要な生徒が確認できる
演説会	説や他者の考えを聞き、誰に投票す	ようにする。
	るか考える。	②当日混乱なく実施できるよう、生徒全

	るか考える。	員に対して、投票に当たっての留意事項
		を説明するとともに、立会演説会前日に
		立候補者及び責任者のリハーサルを行う。
投票・開票	選挙における実際の投票の流れに	①生徒の理解の程度に応じて、投票上の
1久示・用示	沿って受付後、投票をする。	諸注意についてメモで示すようにする。
開票結果の 発表	開票速報を校内放送する。 開票結果を掲示する。	②学級での事後学習の途中、開票速報を 校内で放送し、開票結果を多目的ホー ルに掲示する。
事後学習	生徒会役員選挙の振り返りをしながら公職選挙法について学習する。	①振り返りがしやすいように、学習場面を時系列にして写真で示す。 ②投票後は教室に移動し、公職選挙法について、ワークシートを活用して学習する。







●投票用紙への記載



投票の様子

## ・・障害に応じた配慮

生徒の知的障害の状態等に配慮し、下記のような指導上の工夫を行った。

- 生徒会選挙の実施に当たっては、生徒の理解の程度に応じて、選挙に関わる「公示」、「告示」、 「期日前投票」、「立会演説会」、「投票」等の用語を具体的に説明し、理解を得られるように しておく。さらに、実際の生徒会選挙の選挙活動を通して、実践的・体験的に学習できる よう配慮する。
- 投票用紙は、生徒の理解に合わせて、候補者の氏名を記載する投票用紙と、候補者の顔写 真があり、「○ | や「シール」で選ぶことのできる2種類の投票用紙を作成する。
- 生徒の理解に合わせて、候補者演説の要点についてメモを作成し、投票者を考える際の参 考にできるように配慮する。
- 生徒会選挙管理委員、候補者、責任者に対しては、個別のスケジュール表を作成して説明し、 生徒が見通しをもって主体的に活動できるように配慮する。
- 盛岡市選挙管理委員会の協力を得て、実際の選挙実施方法に近い環境を作り、国、県、市 区町村の選挙の意義や目的を理解し、投票場面などに生かされるように配慮する。
- 事後学習でワークシートを使い、学習を振り返りながら、政治や選挙の仕組みについて確 認し、生徒会選挙と国政選挙などとの相違が学習できるように配慮する。
- ※なお、障害のある方が円滑に投票できるよう選挙管理委員会において様々な対応がされており、 投票所における配慮について情報を得ることも可能。
- 参考 「障害のある方に対する投票所での対応例について」 (総務省)

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo s/news/senkyo/torikumi senkyo/index.html)

# 4 参考資料

# 模擬選挙後のアンケート(例)

Q1.	これまでに模擬選挙に参	加したことはと	ありますか?		
	: ない (今回が初めて)			同日 (同:	数を記入する)
	模擬選挙の前、あなたの		• • •	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,
			)った		
	: 関心がなかった 5:			0 - 4) & / [/]	
	模擬選挙で投票すること			別心を持ちすり	したか?
	: 関心が高まった 2:				
	: ほとんど関心が高まらな				
	今回の模擬選挙では、何				,,,_
	:政党(政党が獲得するで				2.財政軍建
	:安全保障·外交 5:			0 · 展怀小	
	:社会保障政策 8:教			<b>.</b>	)
	今回、選挙に関する情報				<b>7</b> ~ `
	:テレビ 2:新聞				
	: 選挙公報のみ 7: 4				)
Q6.	あなたに選挙権があった	ら、今回の選	挙で投票した	いですか?	それともそう
	は思いませんか?				
1 :	: 投票したい 2: 投票	<b>票したくない</b>	3:分から	らない	
Q7.	政治に対する期待や希望	はありますかり	? その理由 <del>も</del>	記入してく	ださい。
1 :	:期待や希望がある	2:期待や希望	どがない		
(理由	由)				
Q8.	模擬選挙を行った感想を	記入してくだ	さい。		

# 模擬選挙をやってみよう!



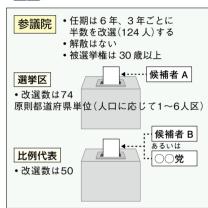
## 「参議院議員通常選挙 |

現在、また、近い将来の有権者である皆さんに、ぜひ、選挙に関心をもってもらいたいと思い、実施します。

A:○月○日(○) 昼休み~16:00 まで 01:いつ?

Q2: どこで? A:社会科教室

#### 参議院議員選挙とは?



参議院議員は248名、任期6年で、3年ごと半数改選です。 今回の選挙では、124名が選ばれます。

参議院議員選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙 で議員を選出します。

選挙区は原則都道府県単位(鳥取県・島根県、徳島県・高知 県はそれぞれ2県の区域)ですが、1人区が32もあります。 東京からは6人選びます(○人が立候補)。

#### \*「一票の較差」

埼玉県選挙区の改選定数1増の見直しを実施した(平成30 年)。

比例代表は全国区で50人選びますが、○政党・政治団体が、 ○人候補者を立てています。

#### \*「非拘束名簿式」

有権者は政党名と個人名のどちらも書ける/政党名と個人名 の合計が政党の得票/ドント式で各党に議席配分/個人名票 が多い順に当選者が決まる。

なお、平成30年の公職選挙法の改正により、特定枠制度が遵 入された。



ネット選挙で可能な行為

1 > 1 22 3 4 3 130 0 13 449				
	有権者	候補者	政党	
SNS で投票を呼びかける	0	0	0	
メールで投票を呼びかける	×	0	0	
選挙運動メールを転送する	×	0	0	
ビラ、ポスターをサイトか ら印刷して配布、掲示する	×	×	×	

公職選挙法の改正(平成25年)でインターネットを利用し た選挙運動が可能です。

(選挙運動とは、特定の候補者を当選させることを目的とし て働きかけをすること)

\*インターネットで投票できることではありません!



#### しかし、満18歳未満の者は、選挙運動をしてはいけません!



#### 今回の選挙の争点は?

インターネットで、政党や候補者の公約を読んだり、動画を見たりできます。模擬選挙の前には、全員に **選挙公報を配布します。それらを読んで、しっかり考えて、ぜひ投票してください**(強制ではありません)。

令和○○年○月○日

保護者の皆様へ

県立○○高等学校長 ○○ ○○

#### 「模擬選挙 | 実施のお知らせ

○○の候、皆様には益々ご健勝のことと存じます。また、日頃の本校の教育活動へのご 理解ご協力に厚くお礼申し上げます。

さて、○○県立○○高校では、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践 的な教育を推進することとし、その中で政治参加教育として、来る○月○日に行われる参 議院議員通常選挙の日程に合わせ、生徒が実際の選挙の候補者や政党に投票する「模擬選挙 | を、実施することといたしました。

公職選挙法等に抵触しないよう、政治的中立性を保ち、教育委員会及び選挙管理委員会 の指導も仰ぎながら進めてまいりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたしま す。

#### 1 実施のねらい

若年層を中心に投票率の低下傾向がうかがえる中、今日の民主政治について、生徒自 らが考え公正に判断できるよう、良識ある公民として必要な能力と態度を育成する。

#### 2 実施の概要

(1) 対 象:全校生徒を対象

(2) 校内投票日:実際の投票日の前日以前(期日前投票を含む)

(3) 投票の形態:自由選挙(誰にも干渉されず、自分の自由な意思で投票できる)及び

秘密選挙(誰がどの候補者や政党に投票したか分からないよう、投票

の秘密が守られる)

(4) 開 票:実際の選挙の当選人確定後、開票を行う。

(5) 留 意 点:教育基本法や公職選挙法等を踏まえ、政治的中立性を保つとともに、

生徒の投票への不適切な働きかけがないよう十分注意する。

問合せ先

副校長 〇〇〇〇

電話(〇〇〇) 〇〇〇〇

## 実践編:模擬請願(生徒用 p.72~76)

## 1 本学習のねらい

直接地域で願いをかなえるため、国民は請願する憲法上の権利を有している。これは直接民主主義が制度化されたものである。

本活動では、地域の願いを知る、公益を考えて書面に仕上げる、振り返るというステップを踏みながら、生徒が地域課題を把握するとともに、請願というかたちでの解決策の提案を行うことについて学習する。

条例の制定・改廃の請求や議員解職請求も直接民主主義の現れであるが、個人やグループの公益性の高い願いを直接議会が審議し採択する過程に触れることを通じて、政治がより身近なものであることを実感させたい。

## 2 解説と指導上の留意点

本活動は、事前学習を除き、生徒用副教材で示す3つの活動と振り返りも含め4時間の 学習を行うことを想定している。また、必要に応じて議会を訪問することも考えられる。

## 1. 事前準備

地域(市区町村、都道府県)の人々の願いをかなえるために地方の政治は行われている。 間接民主制をとる日本では、選挙で地域の代表者として議員を選んだり、首長(市区町村 長や都道府県知事)を選んだりすることは重要な政治参加の手段である。

また、地方自治においては議員(市区町村議会議員や都道府県議会議員)を選んで首長 の政治をチェックするとともに、議員も住民代表として政策立案が求められている。

教科書や生徒用副教材から、間接民主主義の仕組み、地方議員や首長の役割等を指導しておきたい。

## 2. 「模擬請願書の作成」に当たっての留意点

#### □ 地域の願いを集めよう

生徒が、①教育、②福祉、③ごみ・環境、④交通、⑤街づくりからテーマを選び、保護者や地域に住む方々にインタビューする意味は、これらの課題が国や日本全体の課題というより、地域の課題であることが多いからである。

生徒にとって政治を真剣に考える上で、身近な課題を取り上げるのは重要である。街の 課題や住民の要望は、個人の願い等の集まった公益のあるものである。「教室にエアコン を付けてほしい」、「老人ホームが足りなくて困っている」、「郊外の大きな店舗以外は、古い街の商店街がさびれている」など、現在の住民の願いや街の将来を願う共通の声がある。 それらを見つけ確認することは、地域づくりの上でも、実は政治の上でもとても重要なのである。

この取組を行うためには、事前にインタビュアーである地域の人々にお願い状を学校から渡すと協力を得やすい。

その後、集めた地域の願い等をグループで集約する。生徒用副教材実践編p.32~37の「話合い、討論の手法」を活用することなどにより、多様な意見が出るよう促したい。

なお、本活動については、その主要な部分を家庭での課題とすることも考えられる。

#### ② 優先順位を考えよう

実際に政策や予算措置を講じるに当たっては、財源に限りがあることから優先順位を考えることが重要である。ここでは、個人の個別・具体的な要望よりも社会全体の利益となるような公益を考えて、判断できる力を養いたい。

その後、①の活動に引き続き、グループごとに優先順位を考えることとなるが、根拠に 基づき自らの考えを説明するとともに他の生徒の意見も受け止め、合意形成につながるよう指導したい。

なお、各テーマにおける議論を学級で発表させ、当該グループ以外の生徒の考え方を聞くことによって、より根拠のある請願づくりにつながる。

#### ③ 請願書をまとめよう

本活動では、請願書の様式にグループの議論をまとめることとなる。

まずは、生徒用副教材 p.75 に基づき、請願の趣旨、請願理由、請願項目をまとめることとし、その際、請願したい内容が明確となり、適切な根拠を提示することによって、多くの議員や市民に賛同が得られるようにすることが重要であることを指導したい。請願が個人的な要望にとどまることなく公益性の高いものとなるよう、生徒の視野を広げることが求められる。

活動の最後には、請願書の雛形を生徒に見せ、請願書の様式にまとめることとなる。

その際、学校が所在する都道府県や市区町村のホームページに請願書のモデルが掲載されていることが多いので、生徒の関心を高める上でも活用したい。

なお、授業時間が取れない場合には、当初から請願書そのものを作成することも考えられる。

#### 応用編

市区町村役場は街の情報を総合的に持ち、住民に分かりやすいかたちで情報を公表している場合も多いことから、実際に市区町村役場を訪問することも考えられる。

その際、教育や福祉などの調査項目について、市区町村役場からデータをもらえるよ

うに、事前に調査項目をしぼるとよい(以下、その質問紙の例である)。

#### 財政問題

今年度、財政で削った(大幅削減5%以上)、増やした(大幅増加5%以上)費用 はどれか(前年度比を記入した上で、大幅増に○を、大幅減に△を付す)。

〈今年度予算の前年度比〉

議会費 総務費(役場建て替え) 民生費(福祉) 衛生費(ごみ・医療) 農林水産費 商工費 土木費(道路、下水、公園) 消防費 教育費 公債費

### 福祉調査

- ①介護保険料標準額はいくらか?
- ②子供の医療費の「無料化」は何歳までか?

## 3. 「議会事務局の訪問」の留意点

請願書をまとめるに当たって、より採択が期待されるようなものがどのようなものであ るか、審議がどのような観点から行われるかを調べる観点から、議会事務局を通じて議員 から助言を受けることで、より良い教育効果が期待される。

また、直接議員から模擬請願に関する意見を聞いたり、地域の政治の状況を聞いたりす ることで、選挙で議員を選ぶだけの市民ではなく、街の課題を積極的に考え、まとめ、政 策化する市民の在り方を学ぶことができる。

なお、このような活動の時間が取れないときは、議会事務局と相談して、半日議会見学 会を開き、議事の傍聴や、議会の役割の説明を受けることなどにより、生徒の政治的関心 が高まることが期待できる。

議会事務局は、議会の閉会中も毎日活動をしており、通常、市区町村役場、都道府県庁 の中か、近くにある。また、議会ホームページで請願書の書き方を見つけることができる。

模擬請願の取組について相談する時期、方法については、地方議会事務局と綿密な打合 せが必要である。その際、生徒の言葉遣い、服装の事前指導等を必要に応じて行う。

また、生徒が議員の指導を受ける場合には、政治的な中立性を確保するよう留意するこ とが必要である。具体的には生徒への対応については異なる会派に属する複数の議員の対 応を求めたり、本活動のねらいや配慮事項について伝えることなどにより、政治家等か ら投票行動や支持の呼びかけが行われないよう配慮することが必要である(p.92 Q&A の Q5 も参照)。

なお、日程が合わない場合などには、生徒がまとめた模擬請願書を、インタビューした 保護者や地域に住む方々に見せ、感想を求めることも考えられる。

## 4. 「振り返り」の留意点

感想を書く、手伝っていただいた方に礼状を出す、まとめのレポートを作成するといっ た活動をすることで、政治参加に必要な技能を身に付けていく。それを生徒同士で共有す るとなおよい。

#### 〈例〉

「初めて請願書を作った時、どのような気持ちになりましたか」

「議員は、地域の願いをどのように受け止めてくれたのでしょうか」

模擬請願書を作成する過程で、実際に地域の願いに耳を傾けながら市民のために活動す る議員を目の当たりにした生徒が驚く場面も見られる。

生徒自らが動いて、市民の声を政治に届ける仕組みを知り、行動することはとても重要 である。

#### 評価の視点 3

評価の視点については、本指導事例をもとに指導し評価する場合に留意したい視点を示 している。各学校においては、指導や評価の計画を作成するに当たり参考にされたい。

- 現代の民主政治と政治参加に対する関心を高め、請願を通した政治参加の在り方につい て考察しようとしている。
- 地域の課題を自ら見出し、模擬請願を通して課題解決の在り方について多面的・多角的 に考察し、様々な立場、考え方を踏まえ、公正に判断して、その過程や結果を適切に表 現している。
- 地域の課題やその解決策に関する諸資料を様々なメディアを通して収集し、学習に役立 つ情報を適切に選択して、効果的に活用している。
- 地方自治の仕組みと請願の方法、請願を通した政治参加の重要性について理解し、その 知識を身に付けている。

# 参考資料

●自治体ホームページに掲載されている請願書の記入例

#### 請願(陳情)の記入例

(印)

令和 年 月 日(提出年月日を記入)

水戸市議会議長 〇〇 〇〇 様

(個人の場合…氏名を記入) 請願(陳情)者

(法人等の場合…名称及び代表者の氏名)

住 所 Æ 名

〔ほか

名提出〕(署名簿がある場合に記入)

- ・押印は、提出者が、「個人の場合は個人印」、「法人の場合は法人印 もしくは代表者印」、「権利能力なき社団の場合は代表者の個人印」 となります。
- ・署名簿がある場合、署名者の人数は、署名簿の確認をした上で記入 させていただきますので, 記入しないでください。

(請願(陳情)の件名を記入)

○○○・・・・に関する請願(陳情) 例 1

○○○・・・・を求める請願(陳情) 例 2

#### 【請願(陳情)趣旨】

請願(陳情)の内容,趣旨等を記入してください。特に,水戸市に何を求 めているのか分かるように記入してください。

#### (結びの例)

例 1

以上を踏まえ、下記事項を請願(陳情)いたします。

例 2

よって、水戸市においては、・・・・に取り組むよう求めます。 以上、請願(陳情)いたします。

例3 (意見書提出を希望する場合)

下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定 以上を踏まえ, に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただきますよう 請願いたします。

#### 【請願(陳情)事項】

(要望事項を記入)・・・・ ・・・・・すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。

(水戸市)

## 実践編:模擬議会(生徒用 p.78~89)

## 1 本学習のねらい

模擬議会は、模擬選挙の"その先"、つまり間接民主制の根幹を成す議会における法律 成立までの法案の審議過程を体験する学習プログラムである。生徒は、選挙を通して選ば れた議員として、実社会の課題を議案とし、実際の議会と同様に委員会や本会議といった 審議過程を経て、採決までを行う。議会における議案の審議過程を体験することを通じて、

- 議会制民主主義と政治参加に対する関心を高める
- 自分の意見には根拠が必要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを考察する
- ・現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する ことを期待したい。

# 2 解説と指導上の留意点

## 1. 議会と議案について

模擬議会における議会とは、有権者による選挙で選ばれた議員が法律などを制定する合議制の機関の総称とし、形式的には我が国の国会をモデルとする。我が国の議会には、国会のみならず、都道府県議会や市区町村議会が存在し、両者には議院内閣制と二元代表制という違いがあるものの、議案の審議過程において大まかな流れは共通している。国会の形式を採用する理由としては、議院内閣制において生じる与党と野党という対立構造が、争点を理解する学習の上で役立つためである。

また、模擬議会において扱う議案に関しては、国会で扱うものと限定するのではなく、 柔軟に様々な範囲の議案を設定したい。後述のとおり「身の回り - 地域(ローカル) - 国(ナショナル) - 国際(グローバル)」という異なる範囲の課題を議案として採用することによって、生徒の視野を広めることが可能となる。

なお生徒用副教材は、最低5時間用として作成してある。基礎的・基本的な知識の習得 や、調べ活動に十分な時間を割くなど、生徒の実情にあわせて時間数を調節してほしい。

# |副教材を活用した指導事例| 模擬議会

## 2. 争点の整理

#### □ 模擬議会の流れの説明

まずは、生徒に模擬議会の大まかな見通しを持たせる。模擬議会は法律の成立までの法 案の審議過程を経て学習を進めていくため、実際の国会における審議過程を確認したい。 国会における一般的な審議過程は、以下のとおりである。なお、国会ではこれを衆議院と 参議院で繰り返し、両院で可決されれば法案成立となる。

#### ○法律案の提出

議員提出の法律案は、発議者が賛成者と連署してその議院の議長に提出する。 内閣提出の法律案は、内閣総理大臣から参議院又は衆議院の議長に提出する。

#### ○議長による委員会への付託

議長が所管の委員会に付託する。

なお、重要な法律案については、本会議で趣旨説明を聴いた後、付託することが ある。

#### ○委員会の審査

委員会の審査は、基本的に、趣旨説明、質疑応答、討論、採決の流れで行われる。 また、公聴会、参考人意見聴取などを行う場合もある。

採決は出席議員の過半数の賛成が必要である(可否同数の場合、委員長の決する ところによる)。

#### ○本会議の審議

本会議の審議は、基本的に、委員長報告、討論、採決の流れで行われる。 採決は出席議員の過半数の替成が必要である(可否同数の場合、議長の決すると ころによる)。

以上の実際の国会における審議過程と模擬議会を照らすと、1時間目は法律案の提出、 2時間目は委員会への付託、3時間目は委員会の審査、4時間目は本会議の審議がそれぞ れ該当する。もちろん生徒の学習の状況により時間数を調節することもできる。生徒用副 教材の模擬議会には、上記の波線部に関するシナリオ(p.82 ~ 85、p.86 ~ 88)が用意さ れており、波線部中の 討論 の作成が学習の中心となる。

ここで時間が許せば、関連して、議会に関する事項について説明を行いたい。

- 我が国は、国民の選挙で選ばれた代表者が議会で政治を行う間接民主制(議会制民 主主義)の国である。選挙で国民の代表者を選ぶと同時に、議会でどのような議論 がされ、どのような活動を行っているか注目する責任がある。
- ・立法府である議会では、主に法律の制定や予算の審議・議決などを行っている。

• 我が国の議会では、委員会制度を採用しており、実質的な審議は委員会で行われる。 そして、委員会で審議された結果が本会議に報告され議決される。

#### [2] 議案の発表、争点の整理

議案は40人クラスの場合、4つの議案を設定する。議案を教員が設定する基準は、「実 社会における公共的な課題であること」に加え、「生徒に身近で、時事的であり、争点性 を含むものであること」とする。また、複数の議題を扱う場合は「身の回り – 地域(ロー カル)-国(ナショナル)-国際(グローバル)という異なる範囲の課題であること」が望ま しい。実社会の公共的な課題を扱うことによって、実社会でどのようなことが議論されて いるのか新聞やニュースに目を通すきっかけとなる。また、実社会の議論に即して調べ学 習を行うことが可能となり、現実社会に参画している意識を持たせることができる。

模擬議会では、4つの議案のうちどれか一つの議案を担当し、与党は替成の立場から、 野党は反対の立場から審議していくこととなる。まずは、全ての議案について賛成・反対 の立場からそれぞれの理由を考え、自分がどちらの立場を支持するかを考えさせる。生徒 の学習の段階によっては、議案について事前に説明を加えた方が、生徒の理解が進む場合 もある。宿題として、保護者の意見を聞いてくることも有効である。

## 3. 討論の準備

## □ 政党分けと委員会分け

#### (1) 政党分け

- 政党とは、政治上同じ目的を持つ者が集まり、政権獲得と政策実現を目指す集団で ある。
- 与党とは、議会の多数派で、内閣を組織して政権を担当する政党のことである。
- 野党は、政権を担当しておらず、与党の政策に対して批判や監視を行う政党のこと である。

模擬議会では、与党は議案に対して「賛成」の立場を取り、議案の可決を目指すことと なる。一方、野党は議案に対して「反対」の立場を取り、議案の否決を目指すこととなる。 政党の分け方は、与党の数が野党の数よりも多くなるように教員が振り分けをする。例え ば、40 人クラスで 4 つの議案を扱う場合、与党 24 人・野党 16 人で分けるとよい。

#### (2) 委員会分け

- 委員会は、予算・条約・法律案などの議案や請願などを、本会議にかける前の予備 的な審査機関として、専門的かつ詳細に審査を行う。
- 委員会には、常任委員会と特別委員会とがある。

• 委員会を開くには委員の半数以上の出席が必要で、議事は出席委員の過半数の賛成 で決せられる。

模擬議会では、「身の回り問題対策委員会 |、「ローカル問題対策委員会 |、「ナショナル 問題対策委員会 |、「グローバル問題対策委員会 | などの委員会を設置し、それぞれの法案 を委員会に付託していく。40人クラスで4つの法案を扱う場合は、与党24人を4つの委 員会に分け、野党16人を4つの委員会に分け、それぞれ一つの委員会につき与党6人、 野党4人が所属するようにするとよい。これ以降の②~5に関しては、与野党それぞれの グループで行う。

#### 2 討論の作成

#### (1) 討論の根拠

- 討論とは、反対・賛成の立場を明確にして、根拠を挙げながら、意見を述べること である。
- 計論は、以下の形式を取る。

「●●法案につきまして、●党を代表して、(賛成・反対)の立場から討論を行います。 以下、(賛成・反対)の理由を3点申し上げます。第一に~。第二に~。第三に~。 以上をもって、私の(賛成・反対)討論とします。|

ここでは、与党であれば賛成の立場から、野党であれば反対の立場から、担当する議案 に対する根拠を検討する。まずは、前時の学習を参考にしながら、個人で根拠を整理させ る。そして、グループで意見を共有した後、根拠を3点にしぼる。

なお、議会における討論は、いわゆる双括型の話型を取る。双括型とは、まず主張を述 べ、その後に根拠を挙げ、最後に再び主張を述べるという話型である。討論の中には、ナ ンバリングとラベリングという議論の手法も含まれている。ナンバリングとは論点の数を 示す方法であり、ラベリングとは見出しを付けることである。ぜひ論理的に意見を伝える 手法として習得させたい。

双括型の話型〈主張→根拠→再主張〉

「私は~だと思う。なぜならば~だからである。よって、私は~だと思う。」

• ナンバリングとラベリングの手法

「理由は●点ある。第一に、「●●」である。これは~」

#### (2) 事実・具体例・引用

討論の根拠をより説得力あるものにするためには、「事実や具体例や引用」が必要となる。 議論の説得性を高めるためには、事実報告やデータ、専門家の意見が求められる。以下の 文例で「例えば〜」に当たる部分に相当すると説明すると生徒は理解しやすい。

主張→根拠(理由付け+事実/具体例/引用)→再主張 私は○○だと思う。なぜならば~だからである。例えば~。よって、私は○○だと 思う。

#### 3 議案の趣旨説明

- 趣旨説明とは、議案の主な内容や提出の理由を明らかにするために、提出者が説明 を行うことである。
- 趣旨説明は、以下の形式を取る。
  - 「●●法案について、その趣旨を説明いたします。本法案は、~するものでありま す。

模擬議会では、与党側が法案を提出するものとする。このため、与党側が作成し、趣旨 説明を行う。

なお、趣旨説明については、教員の説明を基に、論理的に作成するよう指導する。

#### 4 質疑応答

- 質疑とは、議案の提案者側に対して、法律案の疑問点について質問することである。
- 質疑応答は、以下の形式を取る。 質疑「~~? この点についてお答えください。| 応答「お答えいたします。~~」

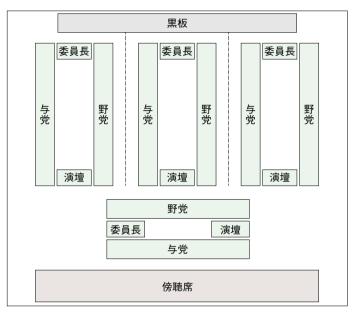
模擬議会では、与党側が法案を提出するものとする。このため、野党側から質疑を行い、 与党側がこれに応答することとなる。模擬議会において、この質疑応答は、与党と野党が 言葉を応酬させる唯一の場面であるため面白い部分である。しかし、特に応答する与党側 は即興性が要求されるため、難易度が高い。生徒の学習の段階に応じて、最初のうちは事 前通告制とするのがよいだろう。もちろん学習が進めば、質問の数を増やし、即興で応答 することも可能となる。

#### 5 役割決め

与党からは、委員会採決において【委員長・趣旨説明者・応答者・賛成討論者】、本会 議採決において【議長・賛成討論者】を選出する。野党からは、委員会採決において【質 疑者・反対討論者】、本会議採決において【反対討論者】を選出する。

#### 4. 委員会の開催

#### 委員会審査の場面図



#### □ 委員会採決シナリオ作成

- 委員会の審査は、基本的に、趣旨説明、質疑応答、|討論|、採決の流れで行われる。
- 趣旨説明とは、法律案の提案者側が、提案内容を委員に説明すること。
- 質疑とは、法律案の提案者側に対して法律案の疑問点について質問すること。
- 討論とは、立場を明確にして、その根拠を挙げながら、意見を述べること。
- ・採決とは、多数決により、委員会としての結論を出すこと。

委員会採決シナリオを事前に作成させる。生徒用副教材 p.82 ~ 85 の◎は、与党・野党 共に事前記入させる。★は、与党に事前記入させる。☆は、野党に事前記入させる。※は、 採決が終了した後、与党・野党共に記入させる。

#### ② 委員会採決の実施

- 委員会室の配置には、学校の教室型と馬蹄型(U字型)がある。
- 委員長は、中央の委員長席に座り、公正な立場で委員会での審査を進める。
- 委員はその左右両側に座り、審査に加わる。

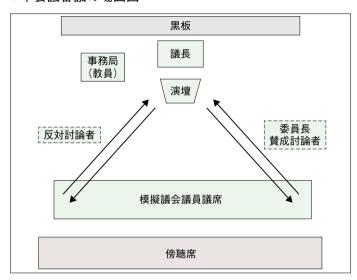
作成したシナリオに沿って委員会採決を行う。上の図のように教室を組み替えて実施す るとよい。

委員会採決においては、出席議員の過半数で可決される。採決に当たっては、生徒は議 論を聞いた上で判断することとなる。しっかりとした根拠に基づいて採決に臨むよう指導 することが求められる。

なお、仮にある議案が否決された場合でも、模擬議会であることから、本会議にかけて 判断を行うことが考えられる。

### 5. 本会議の開催

#### 本会議審議の場面図



#### 本会議採決シナリオ作成

- 本会議の審議は、基本的に、委員長報告、討論、採決の流れで行われる。
- 委員長報告とは、委員長が法律案の内容、委員会での質疑や討論、採決結果を議員 全員に報告すること。
- 討論とは、立場を明確にして、その理由を挙げながら、意見を述べること。
- 採決とは、多数決により、議会としての最終的な結論を出すこと。

本会議採決シナリオを事前に作成させる。生徒用副教材 p.86 ~ 88 の◎は、与党・野党 共に事前記入させる。★は、与党に事前記入させる。☆は、野党に事前記入させる。※は、 採決が終了した後、与党・野党共に記入させる。

#### ② 本会議採決の実施

作成したシナリオに沿って本会議採決を行う。上の図のように教室を組み替えて実施す るとよい。

本会議採決においては、出席議員の過半数で可決される。本会議採決は、「起立方式」 で行う。

#### 6. 振り返り

模擬議会をはじめとする討論型の授業では、振り返りの指導が大切である。採決結果以 上に、議論を通じて、自分の意見がどのくらい深まったか、ゆさぶられたかをしっかりと 整理させたい。なお、振り返りとして、議案に対して再度意見文を書いてみることや、与 党側と野党側が一緒のグループとなり、お互いがどこまで妥協できるかを話し合うことな ども考えられる。

### 評価の視点

本章の模擬議会については、総合的な探究の時間で実施するものとして示している。評 価の視点については、本指導事例をもとに指導し評価する場合に留意したい視点である。 各学校においては、指導や評価の計画を作成にするに当たり参考にされたい。

なお、公民科などで実施する場合も考えられることから、そのような場合は、適宜それ ぞれのねらいに対応した評価の観点を設定し、それぞれの学習活動を実施することが求め られる。

- 現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それ らの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断しようとしている。
- 自分の意見には根拠が伴うことを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根 拠に基づいて主張されているかを考察しようとしている。
- 異なる意見や時には対立する意見が成立し存在する理由を理解し、議論を交わし、自分 の意見を批判的に検討しようとしている。
- 議会における法案の審議過程を体験することを通じて、議会制民主主義と政治参加に対 する関心を高めようとしている。

## 指導上の政治的中立の確保等に関する留意点

### 教育基本法等関連部分抜粋及び解説

#### 1. 学校における政治的中立性の確保

#### (政治教育)

- 第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

#### 【規定の趣旨】

(1) 教育基本法第14条は、第1項において国家・社会の諸問題の解決に国民一人ひとりが主体的に参画していくことがますます求められる中、とりわけ民主主義社会においては政治に関する様々な知識やこれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重されるべきことを規定している。一方で、第2項は、「公の性質」を有する学校においては、その政治的中立性を確保するため、教育内容に一党一派の政治的な主義・主張が持ち込まれたり、学校が政治的活動の舞台となるようなことは厳に避け

なくてはならないことから、学校教育における党派的政治教育の禁止を規定するものであ る。

#### 【第1項用語解説】

#### (1) 「公民」

日本国憲法は、主権が国民に存することを宣言し、国政の権力は国民の代表者がこれを 行使することを明らかにしており、この基礎の上に真の民主主義政治の実現を図るために は、国民一人ひとりの政治的教養と徳性の向上が必要である。

「公民」とは、最も広い意味においては、「社会団体の一員として、積極的に社会を形成 していく場合の国民」ということができるが、本条にいう「公民」とは、人が社会を形成 していく関係に、政治的、経済的及び社会的生活の3つがあるうち、政治的な観点からと らえる場合の国民を指すものと解されている。

#### (2)「良識ある公民として必要な政治的教養」

この政治的教養とは、①民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の 制度についての知識、②現実の政治の理解力、およびこれに対する公正な批判力、③民主 国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念などであり、単に、知識として身に付け るにとどまるものではないと解されている。

今後、国家・社会の諸問題の解決に主体的に関わっていく意識や態度を涵養することが 重要であるが、その際、良識ある公民として必要となる基礎的かつ不可欠なものとして、 政治的教養を養うことが必要である。

#### (3)「教育上尊重されなければならない」

教育を行うに当たって、政治的教養が適切に養われるように努めるべき旨を示すもので ある。

第2項においていわゆる党派的政治教育を禁止する一方で、国家・社会の諸問題の解決 に主体的に関わっていくため、それらの形成者として必要な政治的教養を養うことが重要 であり、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場において養われることが望まれる。 また、教育行政の面からいえば、そのような条件を整えていくことが必要である。

#### 【第2項用語解説】

#### (1) 「法律に定める学校」

学校教育法第1条に定める学校および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律に規定する「幼保連携型認定こども園」を指し、国立、公立、私 立であるかを問わない。

※学校教育法第1条に定める学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校(平成 28 年 4 月 1 日以降)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学 校である。

#### (2) 「政党 |

政治的な目的を有し、その目的達成のために政治的な活動をする結社または政治団体を いう。

なお、政治資金規正法では、この意味における政党を「政治団体」とし、そのうち当該 政治団体に所属する国会議員を5人以上有するもの等の要件を満たすものを同法上の「政 党」と定めているが、本条における「政党」については、学校が政治的に中立であるべき こと等に鑑み、一般的な意味での「政党」として広く解することが適当である。

#### (3) 「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」

直接・間接を問わず、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、す なわち党派的政治教育をいう。したがって、学校教育において、ある政党の政策や主張を 支持ないし反対するよう教育を行う場合などは本項により禁止される。

なお、教員が政治的教養に関する教育を行う場合、党派的な主張や政策に触れることは あり得ることであり、各政党の政策等を批評することが直ちに本項に抵触するものではな いが、その場合には、他の考え方や見方を紹介したり、異なる見解を示した複数の資料を 使用したりするとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導す るよう留意しなければならない。

#### (4)「その他政治的活動|

「政治的活動」とは、その行為の目的が政治的意義を持ち、その効果が政治に対する援助、 助長、促進または圧迫、干渉になるような行為をいい、特定の政党との関係の有無にかか わらない。

#### 教育公務員の政治的行為の制限

○教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

- 第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方 公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。
- 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法(昭 和二十二年法律第百二十号)第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解して はならない。
- ○国家公務員法(昭和22年法律第120号)

(政治的行為の制限)

第百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若 しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、

あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならな

 $2 \cdot 3$ (略)

#### 【規定の趣旨】

- (1) 公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務 すべき職責があり、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図 る必要がある。そのため、国家公務員については国家公務員法において、地方公務員につ いては地方公務員法において、それぞれ政治的行為の制限が規定されている。
- (2) 教育公務員については、まず、教育基本法第14条第2項等における教育の政治的中 立性の原則(教育基本法関連部分の解説参照)に基づき、特定の政党の支持または反対の ための教育や政治的活動をすることが禁止されている。教育基本法第14条は、学校教育 における政治教育の限界を示し、特定の党派的政治教育を禁止することにより、教育の政 治的中立を確保しようとするものであるが、それを具体化するものの一つとして、教育公 務員特例法(以下「教特法」という)第18条第1項は、教育公務員の政治的行為の制限 は、国家公務員の例によるとしている。これは、地方公務員ではあるものの、教育を通じ て国民全体に奉仕するという教育公務員の職務と責任の特殊性に鑑み、その政治的行為の 制限は、国家公務員と同等とすることとしたものである。政治的行為の制限について、地 方公務員法と教特法を比較すると、地方公務員の場合は地域を限定して制限されるのに対 し、教育公務員の場合は全国的に制限されることとなる。また、制限される行為について も、地方公務員に比べ、教育公務員の場合は、国家公務員法第 102 条および人事院規則で 定められた政治的行為が制限されることとなり、制限の内容が厳しくなっている。
- (3) 上記の趣旨に関しては、衆議院議員の総選挙、参議院議員の通常選挙、統一地方選挙 に際し、文部科学省より各都道府県、指定都市の教育委員会に対し、教職員等の選挙運動 の禁止等について通知しているところであり、教職員においては、関係法令を遵守して教 育活動に当たることが求められている。

#### 【用語解説】

#### 「教育公務員」

教特法第2条において、「教育公務員」とは、地方公務員のうち、公立学校(学校教育 法第1条に規定する学校等であって、地方公共団体が設置するもの)の校長(園長を含む)、 副校長(副園長を含む)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び 主幹栄養教諭を含む)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹 保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員とされ ている。政治的行為の制限については、地方公務員の身分上の義務であるため、職員として の身分を有する在籍専従者や休職中の職員についても適用されることに注意が必要である。

#### 【禁止される具体的な目的・行為】

(1) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、「国家公務員の例による」こ ととされており、国家公務員法第102条第1項に基づき、政党または政治目的のために、 寄附金等を求めたり、受領したり、それらの行為に関与したりすることや、人事院規則 147で定める政治的行為をしてはならないとされている。人事院規則 147では、①政治 的目的をもって、②政治的行為をすることが禁じられており、概略は以下のとおりとなっ ている。

#### ①政治的目的

- 国政選挙や知事・市長選挙、地方議会選挙等の公職選挙において、特定の候補者を支持 しまたはこれに反対すること
- 特定の政党その他の政治的団体を支持しまたはこれに反対すること
- 特定の内閣を支持しまたはこれに反対すること
- 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張しまたはこれに反対すること
- 国の機関または公の機関において決定した政策の実施を妨害すること
- 地方公共団体の条例の制定または改廃を成立させまたは成立させないこと

#### ②政治的行為

- 政治的目的のために職名、職権またはその他の公私の影響力を利用すること
- 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供しまたは提供せずその他政治的目的を持 つ何らかの行為をなしまたはなさないことに対する代償または報復として、任用、職務、 給与その他職員の地位に関して何らかの利益を得もしくは得ようと企てまたは得させよ うとすることあるいは不利益を与え、与えようと企てまたは与えようとおびやかすこと
- 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費またはその他の金品を求めもしくは受領し または何らかの方法をもってするを問わずこれらの行為に関与すること
- 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費またはその他の金品を国家公務員に与えま たは支払うこと
- ・政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与しもしくはこれらの行為を援助し またはそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割を持つ構成員となる こと
- 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるようにまたはならないように勧誘運動を すること
- 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布しま たはこれらの行為を援助すること
- 政治的目的をもって、国政選挙や知事・市長選挙、地方議会選挙等の公職選挙において、 投票するようにまたはしないように勧誘運動をすること
- 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰しまたは指導しその他これに積極的に参与

#### すること

- 政治的目的をもって、デモ行進等を企画し、組織しもしくは指導しまたはこれらの行為 を援助すること
- 集会その他多数の人に接し得る場所でまたは拡声器、ラジオその他の手段を利用して、 公に政治的目的を有する意見を述べること
- 政治的目的を有する文書または図画を国等の庁舎、施設等に掲示しまたは掲示させるこ ٢
- 政治的目的を有する署名または無署名の文書、図画、音盤または形象を発行し、回覧に 供し、掲示しもしくは配布しまたは多数の人に対して朗読しもしくは聴取させ、あるい はこれらの用に供するために著作しまたは編集すること
- 政治的目的を有する演劇を演出しもしくは主宰しまたはこれらの行為を援助すること
- 政治的目的をもって、政治上の主義主張または政党その他の政治的団体の表示に用いら れる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作しまたは配布する
- 政治的目的をもって、勤務時間中において、政治上の主義主張または政党その他の政治 的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを 着用しまたは表示すること
- 何らの名義または形式をもってするを問わず、以上の禁止または制限を免れる行為をす ること

なお、以上については、「人事院規則 147(政治的行為)の運用方針について(昭和 24 年 10 月 21 日法審発 2078) (人事院事務総長発) | においてさらに詳細な解釈が示されて いるので、そちらも適宜参照していただきたい。

(2) また、以上の他に、公職選挙法においても、公務員がその地位を利用した選挙運動を すること、教員等が学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用した選挙運動をする ことが禁止されている (公職選挙法関連部分の解説参照)。

#### 【想定される具体的事例】

以上について、教育公務員の政治的行為の制限に関する法令違反の疑いのある事例とし ては、例えば以下のようなものが想定される。

#### ①候補者の推薦等

- 特定の候補者の当選を図るため、PTA 等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させ ること
- 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘(いわゆる票の割り当て等)を行うとか、あ るいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与すること
- 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成 したり、その団体の構成員となることを勧誘したりすること

#### ②投票の依頼または勧誘

- PTA 等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること
- 学校における児童・生徒および保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること
- 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること
- 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること
- 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること

#### ③署名運動

- 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成または反対の署名運動をすること
- 上述の署名運動に協力するよう勧誘すること

#### ④デモ行進

- 特定の政党または候補者などを支持しまたは反対するためのデモ行進等を企て、指導し、 または援助すること
- 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど気勢をはること

#### ⑤新聞、雑誌、ビラ等

- •特定の政党や候補者などを支持しまたは反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、(イ)発行すること、(口)回覧に供すること、(ハ)掲示しまたは配布すること、(ニ)多数の人に朗読して聞かせること、(ホ)(イ)  $\sim$  (ニ) の用に供するために著作しまたは編集すること
- 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布またはこれらの行為の援助を行うこと

#### ⑥広告、ポスター、挨拶状等

- 選挙用ポスターを貼ってまわること
- 受持ちの児童生徒に選挙用ポスターを貼らせること
- 特定の政党や候補者を推薦する保護者宛ての文書を児童・生徒に持ち帰らせること
- 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀 状、暑中見舞状などの挨拶状を配ったり、掲示したりすること
- 「○○候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁に貼ること
- 選挙運動期間中、文書などについての配布または掲示の禁止の規制を免れる行為として、 いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書(推薦お礼のポ スターなど)を配ったり、掲示したりすること
- 選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること

#### 7演説等

- 選挙運動のため、個人演説会または街頭で演説すること
- 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持しまたは反対する意見を述べること
- 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害

すること

#### ⑧資金カンパ

特定の政党、候補者などを支持しもしくは反対するために資金カンパを求め、またはそ のような資金カンパの計画立案に参与し、またはその集金を援助すること

#### 9 その他

- 選挙運動のために放送設備(例えば校内放送設備)を使用すること
- 受持ちの児童・生徒の保護者が候補者、選挙運動員または有権者であるとき、担当教員 である地位を利用して、これらの者を威迫すること
- 勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行 うこと
- 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、 パソコン、コピー機等を用いること

#### 【地方公務員法上の措置等】

教育公務員がこれらの制限に違反した場合、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対 象となる。一方、教特法第18条第2項において、政治的行為の制限に違反した者の処罰 につき国家公務員法第110条第1項(罰則規定)の例による趣旨を含むものと解してはな らないとされており、教育公務員がこれらの制限に違反した場合であっても、国家公務員 に適用される罰則の適用を受けることはない。

### 3. 特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止

- ○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法 (特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止)
- 第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」 という。)の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定 する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体 を含む。)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、 これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、 又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

#### 【規定の趣旨】

(1) 教特法第 18 条の他にも、教育の政治的中立を確保しようとする教育基本法第 14 条を 具体化するものの一つとして、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する 臨時措置法(以下「中確法」という)がある。この法律は、教育職員の活動に対し直接規 制を加えるものではないが、何人に対しても、義務教育に従事する教育職員を相手方とし て、特定の目的をもって、また特定の手段によって、政治上の一党一派に偏した教育を行

- うように教唆・せん動することを禁止している。
- (2) 具体的には、第3条において、以下の要件を満たした場合の教唆・せん動を禁止して いる。
- 教唆・せん動する者が、「教育を利用して特定の政党等の政治的勢力の伸長又は減退に 資する | という目的をもって行うこと
- 教唆・せん動の手段として「学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団 体(その団体を主たる構成員とする団体を含む)の組織または活動を利用して|行うこ بل
- 教唆・せん動の相手方は「義務教育諸学校に勤務する教育職員」であること
- 教唆・せん動の内容とは、(イ)「義務教育諸学校の児童又は牛徒に対して」行われる教 育であって、(ロ) 特定の政党等を支持させ、またはこれに反対させる教育であること

#### 【用語解説】

#### 「教育職員|

中確法第2条において、「教育職員」とは、「校長、副校長若しくは教頭(中等教育学校 の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課程の属する中等 教育学校又は当該部の属する特別支援学校の校長、副校長又は教頭とする。)又は主幹教諭、 指導教諭、教諭、助教諭若しくは講師をいう|とされており、国立、公立、私立の別を問 わない。一方、義務教育諸学校に勤務する職員には、これらの職のほかに、養護教諭、事 務職員などがあるが、これらの職員は、中確法が禁止する教唆・せん動の相手方である「教 育職員」には含まれない。なお、講師は常勤であると非常勤であるとにかかわらず「教育 職員」に含まれる。

#### 【罰則】

中確法第3条に違反した者には罰則があり、1年以下の懲役または3万円以下の罰金に 処せられる (同法第4条)。

### 公職選挙法関連部分抜粋及び解説

#### 1. 教育者の地位利用の選挙運動の禁止

#### (教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第百三十七条 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども闌の長及び教員をい う。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動を することができない。

#### 【規定の趣旨】

選挙運動の公正を害するおそれがあるため、公職選挙法第137条の規定は、教育者(学 校、幼保連携型認定こども園の長や教員)が、その地位を利用して選挙運動を行うことを 禁止している。

なお、この規定は、教育者がその教育上の地位を利用しないで、一般人と同様の立場で 選挙運動をすることまでも禁止するものではない。

#### 【用語解説】

#### (1)「学校教育法に規定する学校」

高等学校、中等教育学校などをいい、国立、公立、私立の別を問わない。なお、看護学 校、調理学校などの専修学校、各種学校、保育所は含まれない。

#### (2) 「学校の長」

学校の長とは、大学の学長、その他の学校では校長などをいう。

#### (3)「教員」

「学校教育法に規定する学校 | および「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園|の教諭、養護教諭、助教 諭、保育教諭、養護助教諭などをいい、非常勤講師も含まれる。―方、事務職員、技術職 員、PTA の役職員、退職した教員は含まれない。

#### (4)「教育上の地位を利用して選挙運動をする」

いかなる場合に教育上の地位利用と認めるかどうかは、最終的には個々具体の事実関係 により決定されるものであるが、「教育上の地位を利用して選挙運動をする」とは、教育 者たる地位に伴う影響力を利用して選挙運動を行うことを意味する。

- ①一般的に、「教育上の地位を利用して選挙運動をする」とは、以下のような場合である。
  - (ア) 教育者である立場を利用して、生徒または学生に対して直接選挙運動を行う場合

- 〈例〉教育者が、授業中に特定の候補者に投票するよう働きかけること
- (イ)教育者である立場を利用して、児童、生徒または学生に対して直接選挙運動を行 わせる場合
  - 〈例〉教育者が児童、生徒または学生に対しポスターを貼らせ、候補者の氏名を連 呼させ、あるいは応援演説をさせること
- (ウ) 児童、生徒または学生を通じて間接的にその保護者に働きかける場合
  - 〈例〉教育者が特定の候補者に投票するよう児童を通じてその保護者に依頼するこ لح
- (エ) その子弟に対する教育者としての地位を利用して直接に保護者に働きかける場合 〈例〉教育者が保護者会の席などにおいて選挙運動をすること
  - ※ただし、保護者に対する選挙運動であっても、その教育者と保護者との個人的 関係等によるもので、その児童に対する教育上の地位を利用したものと認めら れない場合は、含まれない。
- ②また直接担任関係にない場合であっても、以下のような場合には「教育上の地位を利用 して選挙運動をする」と認められることがある。
  - (ア) 同じ学校で直接担任関係にない教育者が地位利用による選挙運動をする場合
  - (イ) 学校が異なっても、当該学校に入学を希望する者に対し、直接、あるいはその者 を通じて間接に、その保護者等に対し当該学校の校長または教員が選挙運動をす る場合
  - (ウ) すでに学校を転じた教育者が旧学校の児童等に対する場合
- ③「教育上の地位を利用して」いるかどうかについては、例えば、教育者が自己の勤務す る校区内において選挙演説を行っても、それだけでは地位利用とはならないが、積極的 に自分の身分を明らかにして保護者に呼びかける場合や、校区内において回を重ねて選 挙演説を行う場合には、「教育上の地位を利用して | と認められる場合もある。また教 育者が、特定の候補者の推薦人として自己の肩書または氏名を記載したポスターをその 校区内に掲示する場合も、それだけでは教育上の地位利用にはならないが、その校区内 のみまたはその校区内に大部分のポスターが掲示されているような場合には、「教育上 の地位を利用して」と認められる場合もある。

#### (罰則)

公職選挙法第137条に違反した場合は罰則があり、1年以下の禁錮または30万円以下 の罰金に処せられる。違反した場合は、刑に処せられた者の選挙権、被選挙権が一定期間 停止されることとなる。

#### 2. 公務員の地位利用による選挙運動の禁止

#### (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

- 第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすること ができない。
  - 一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若

#### 二 (略)

- 2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を 含む。)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又 は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)である同項各 号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に 掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。
  - 一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は 他人をしてこれらの行為をさせること。
  - 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、そ の企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
  - 三 その地位を利用して、第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準 備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を 援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
  - 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、 若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
  - 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、 若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務 の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約 東すること。

#### 【規定の趣旨】

選挙運動の公正を害するおそれがあるため、公職選挙法第136条の2第1項の規定は、 国または地方公共団体の公務員が、その地位を利用して選挙運動を行うことを禁止してい る。また同条第2項において、本来選挙運動に該当しないと考えられている立候補準備行 為や選挙運動準備行為など(選挙運動類似行為)であっても、公務員がその地位を利用し て行うことの弊害に鑑み、地位利用による選挙運動とみなして禁止している。

なお、この規定は、公務員がその地位を利用しないで、一般人と同様の立場で選挙運動 をすることまでも禁止しているものではない。

#### 【用語解説】

#### (1) 「公務員 |

対象となる公務員は、一般職か特別職かを問わず、また常勤か非常勤かを問わない。

#### (2)「その地位を利用して」

いかなる行為が地位利用による選挙運動であるか否かは、最終的には個々具体の事例に おいて判断されることになるが、一般的に、「その地位を利用して」とは、公務員として の地位にあるために特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力または便益を利用する ことであり、職務上の地位と選挙運動の行為が結び付いている場合をいう。例えば、

- ①補助金、交付金などの交付、融資のあっせん、物資の払い下げ、契約の締結、事業の実施、 許可、認可、検査、監査その他の職務権限を有する公務員が、地方公共団体、外郭団体、 請負業者、関係団体、関係者などに対し、その権限に基づく影響力を利用する場合
- ②公務員の内部関係において、職務上の指揮命令権、人事権、予算権などに基づく影響力を利用して、公務員が部下または職務上の関係のある公務員に対し、選挙に際して 投票を勧誘する場合
- ③官公庁の窓口で住民に接する公務員や各種調査などで各戸を訪ねる公務員が、これら の機会を利用して職務に関連して住民に働きかける場合

などが、地位利用に該当すると考えられる。

一方、単に推薦状に職名を通常の方法で記載すること、演説会において単に職名を名乗ることは直ちに地位利用にはならないが、①または②に掲げる者をもっぱら対象として行う場合は、地位利用と認められることもある。

#### (3) 選挙運動類似行為

特定の候補者を推薦、支持もしくはこれに反対するため、または自分が候補者として推薦もしくは支持されるために公職選挙法第136条の2第2項第1号~第5号のような選挙運動類似行為を行うことは、公務員の地位利用による選挙運動とみなされ禁止されている。

①推薦行為(第1号)

職務上関係のある団体に対し、特定の候補者の推薦決議をするように干渉することなど。

- ②選挙運動準備行為(第2号)
  - 職務上関係のある出先機関、市町村長をはじめ市町村の部課長等に投票の割り当てやポスター貼りを指示することなど。
- ③後援団体の結成等(第3号) 外郭団体に特定の候補者の後援会に参加することを要請することなど。
- ④文書図画関係 (第4号) 外郭団体の新聞に特定の候補者についての記事を掲載するよう指示することなど。
- ⑤利益供与 (第5号)

特定の候補者の支持の申し出をした市町村長に対し、その見返りとしてその市町村に 所管の補助金を増額交付することなど。

#### 【罰則】

公職選挙法第136条の2に違反した場合は罰則があり、2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられる。違反した場合は、刑に処せられた者の選挙権、被選挙権が停止されることとなり、停止期間については、p.85の公職選挙法第137条に違反した場合と同様である。

### 学校における指導に関する Q&A

政治的教養を育むために、政治的に対立する見解がある現実の課題(現実の具体的 な政治的事象) を授業中指導する際に、どのような点に留意すればよいでしょうか。



- ●政治的教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体 的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質や能力を 育むために行われる教育です。
- ■このような政治的教養を育む教育を行うに当たって、政治的に対立する見解がある現 実の課題を取り扱うことは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むこと に役に立つなどの効果が考えられます。
- ●一方、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、学校が政治的 中立性を保ちつつ、政治的教養を育む指導を行うために、下記のような点に留意して 行うことが必要です。
  - 政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見 解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに、 一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが 重要であることから、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議 論の過程が大切であることを理解させること。
  - 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、生徒の考 えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。
  - その際、教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また、特定 の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、 特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。 なお、補助教材を活用する際には、「学校における補助教材の適正な取扱いについて | (平成27年3月4日文部科学省通知)にも留意すること。
- ●これらの留意点を踏まえつつ、各学校において校長を中心に学校として指導のねらい を明確にしつつ取り組んでいただきたいと考えます。



政治的に対立する見解がある現実の課題の中には、現に国会等で法律案等が審議されているような課題がありますが、そのような課題を指導で取り上げる際に留意すべき点は何でしょうか。



- ●政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる際の留意点については Q1 で述べたところですが、現実の具体的な政治的事象の中には、現に国会や地方議会で関連する法律案や予算案、条例案が審議されている事柄があります。
- そのような事柄は、国民や地域住民を代表する国会等において様々な論点について議論が行われており、その中で、当該政治的事象に対する多様な見解が提示されたり、 新たな論点が生じたりする場合が考えられます。
- そのため、そのような事柄を取り扱うに当たっては、学校の政治的中立性を保ちつつ、 生徒が個人として多様な見方や考え方の中で自分の考えを深めるとともに、学級内で 冷静で理性的な議論が行われるよう留意することが求められます。
- ●具体的には、一つの主張に誘導することを避け、生徒の議論がより深まり、議論の争点についてその背景や多様な意見が見出せるよう、国会等において議論となっている主要な論点について、対立する見解を複数の新聞や国会等における議事録等を用いて紹介することなどにより、偏った取扱いとならないように留意するとともに、新たに生じた重要な論点についても取り扱うことが求められます。

# Q 3

授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることは良いのでしょうか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいでしょうか。



- ●政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合に、教員は生徒の考え方や 議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要です。そのため、生徒の話合いが 一つの観点に終始し議論が深まらない場合などに、教員が他の見解を提示することも 考えられます。また、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる 見解などを教員が提示する場合も考えられます。
- ■このように教員が多様な見解の中の一つの見解として、それを提示するに当たっては、

Q1 や Q2 で述べた点に留意するとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立か つ公正な立場で指導するよう留意することが必要です。

#### 具体的には、

- 教員が一つの見解を提示する場合には、その見解を提示することが教員の個人的な 好悪などに基づいたものであると誤解が生じないようにする
- 教員が提示した見解が多様な見方や考え方の一つであることを生徒に理解させる
- 見解が特定の見方や偏った取扱いとならないようにする
- 見解を押しつけることとならないようする ことなどに注意することが必要です。
- ●また、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生 徒に大きな影響を与える立場にあることから、避けることが必要です。
- ●さらに、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合には、慎重に対応し、 必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、 議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であること、また、公職 選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることなどについて、生徒にも理解さ せることが求められます。
- なお、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中やその直前、投 票日当日など (以下 「Q&A | では 「選挙運動期間中等 | という) に指導を行うに当たっ ては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されて いることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げ るようなことのないよう特に留意することが必要です(公職選挙法関連部分抜粋及び 解説 p.85 参照)。



授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。



- ●政治的教養を育む教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該 授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められますが、種々 の見解を取り上げる際に、現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等 に触れることは、指導内容によって考えられることです。
- ●現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一 つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が

可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなど、Q1 ~ Q3 で述べたような点に留意しつつ、適切に指導を行うことが求められます。

●なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、Q3 で述べたとおり教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党に対する投票行為を促す又は妨げることとならないよう、特に留意する必要があります(公職選挙法関連部分抜粋及び解説 p.85 参照)。

# Q 5

政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者などを学校に招くことはどのように考えればよいで しょうか。



- ●政治的教養を育む教育を行う際に、現実の立法等に携わっている方(以下「政治家等」という)の協力を得ることは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことにつながるものであり、必要に応じて校長を中心に学校として計画的に取り組むことが考えられます。
- ●その際、生徒に対しては、政治家等が言及する、政治的に対立する見解がある現実の 課題に関する内容については、多様な見方や考え方があることを理解させるよう、必 要に応じて事前や事後の指導において配慮することが必要です。
- ●また、政治家等との事前打合せにおいて、政治的教養を育む教育のねらいや配慮事項 について伝えることなどにより、政治家等から具体な投票行動や支持の呼びかけが行 われないよう配慮することが必要です。
- ●なお、保護者も多様な見方や考え方をもっていることから、特定の政治家等の協力を 得る場合には、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう 配慮することも必要です。
- ●さらに、議員等を招く場合には、学校の政治的中立性を確保するために、議会事務局等と連携し、複数の会派を招くことも含め、生徒が様々な意見に触れることができるようにするといった工夫を行うことが期待されます。
- ●選挙運動期間中に、首長や国会議員、地方議会議員を招いた意見交換会等を開催した場合、公職選挙法上、候補者や政党等以外の者が選挙運動のための演説会を開催することは禁止されており、その意見交換会等が選挙運動のための演説会と認められた場合は同法違反となるので注意が必要です。



政治的教養を育む教育を行う際に、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきでしょうか。



- ●政治的な教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として行われるものです。その指導の中で、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むという点で、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒を区別する必要はありません。
- ●しかしながら、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒は、選挙権の有無や公職選挙 法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ、満 18 歳以上 の生徒が、同じ高校生という理由で満 18 歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違 法となる場合があることを理解させる必要があります。
- ●特に、選挙運動期間中等に満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等を対象とした授業において、政策について議論させる学習を行う場合は、次の点に留意することが必要です。
  - たとえ教育的なねらいがあったとしても、選挙運動期間中等に満 18 歳未満の生徒が満 18 歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満 18 歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあること。
  - ・また、満18歳以上の生徒に対し、教員が授業において生徒にどの候補者や政党へ 投票したいかを尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があること(公 職選挙法上の留意点等について p.52 と同様)。
- ●このため、満18歳以上と満18歳未満の生徒が混在する第3学年等において、例えば、 実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間中等に、特定の候補者 や政党への生徒の支持や不支持を明らかにするような学習活動を行うことは困難が生 じることが想定され、慎重な対応が求められます。
- ●なお、教員については政治的に対立する見解がある課題を扱う場合には特定の見方や 考え方に偏った取扱いとならないよう留意することが必要ですが、実際の選挙と同時 に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中等に指導を行うに当たっては、教育者と しての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、

特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げることのないよう特に留意することが必要です。

# Q 7

授業中、政策や政党に関して生徒に自分の考えを述べさせるに当たって配慮すべき 事項はあるでしょうか。特に、ある政党を非難したり、支持したりする言動を一方的 に繰り返す場合などは、どのように対応すればよいでしょうか。



- ●政治的な教養を育む教育を行うに当たっては、教室の中で自由に生徒の意見を交換できる環境を作ることが重要です。
- ●そのため、政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、 一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であることや、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要です。
- ●また、根拠をもって他者を説得する論理的思考力を育むことが重要であることから、 生徒が理由なく政策や政党について非難したり、また支持したりするような場合には、 その旨を指摘し理由を説明させるなどの配慮が必要と考えます。
- ●いずれにせよ、当該授業のねらいに基づき、他の生徒の発言機会を確保し、意見に耳を傾けることができるよう適切に指導することが求められます。
- ●なお、選挙運動期間中等に満 18 歳未満の生徒が満 18 歳以上の生徒にある政党の支持を求める発言などを行った場合には、公職選挙法上、満 18 歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあることや、満 18 歳以上の生徒に教員が授業においてどの候補者や政党へ投票したいか尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があることから、指導においてはこの点に特に留意することが必要です(公職選挙法上の留意点等について p.52 参照)。
- ●一方、選挙運動期間以外においても、指導が全体として学校の政治的中立を保たれるよう教員が配慮するとともに、生徒に対しても、政治的教養を育む教育の目的とその授業の在り方について、必要に応じ説明することも求められます。

# Q 8

政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用 する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。



- ●政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、新聞記事を活 用して行うことは、指導方法として考えられることです。
- ●その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、政治的 に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中 に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合 には、異なる見解を持つ複数紙を使用することが望まれます。また、特定の課題につ いて一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他 の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒 に理解させることも必要です。
- ●なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特 定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがあります。



政策課題を取り扱ったテレビの討論番組を活用するに当たって、どのような点に留 意したらよいでしょうか。



- ●政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、関係の報道番 組等を活用して行うことは、指導方法として考えられることです。
- ●その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、放送で 取り上げた個々の見方や考え方について生徒に強く印象付けられると考えられる場合 には、必要に応じて他の資料を使用することなどによって、取り上げた課題について は様々な見解があることを生徒に理解させることが必要です。

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事前指導(事後指導) で、どの政党等に投票するか(投票したか)を、他の生徒の前で発表させてもよいで しょうか。



- ●実際の選挙に当たってどの政党や候補者に投票しようとしているかは、投票の秘密として守られるべきものであり、選挙運動期間中等に満18歳以上の生徒に尋ねることは控える必要があります。
- ●また、実際の選挙が開票され、当選人確定後に当該学校の模擬選挙の結果などをとりまとめ全有権者との比較を行うことなどは考えられますが、満18歳以上の生徒についてどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであり、個々人の投票先を生徒に発表させることは控えるべきです。

# Q11

実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。



●実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満18歳以上の生徒が参加する場合には、 学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動 に影響を及ぼすことになることから適当ではありません。

# Q 12

住民投票が行われることになっている問題について、授業で事前に模擬投票させることについてどのように考えたらよいでしょうか。



- ●政治的に対立する見解がある現実の課題の中で、住民投票が行われることとなっている問題について、授業で事前に投票させることは指導方法として考えられることです。
- ●その際、学校の政治的中立性を確保しつつ、教育活動が行われるよう配慮することが 必要ですが、保護者も多様な見方や考え方を持っていることから、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要です。また、 住民投票は様々な形態があり、例えば、通常の選挙では制限されている文書図画の頒布・掲示の制限がない場合があるなど、通常の選挙とは異なる場合があります。
- ●それぞれの住民投票の形態に基づき可能な指導方法については、選挙管理委員会等に

# Q 13

我が校には外国籍の牛徒がいますが、政治的教養を育む教育を進める上での留意点 はあるのでしょうか。



- ●政治的教養を育む教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無 や国籍の違いにかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討 論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊 重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行 うことは重要です。
- ●なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満18歳未満の生徒は公 職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことができませんので、この点に留意する ことが必要です。

投票日当日やその前後に満 18 歳の誕生日を迎える生徒の年齢計算はどのように行 われるのでしょうか。また、選挙運動を行うことができるのはいつからでしょうか。



- ●年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされています。例えば、 選挙権についての満 18 歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行われることとされ ており、投票日の翌日が満 18 歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。
- ●また、満18歳未満の者は選挙運動を行うことができないことから、選挙運動期間中 に満18歳の誕生日を迎える者は、誕生日の前日から選挙運動を行うことができます。



※第25回参議院議員通常選挙(令和元年7月21日執行)の例

満18歳の誕生日	選挙 権	選挙 運動	選挙運動の注意点
7月5日(金)以前	0	0	7月4日(木)(公示日)から7月 20日(土)(投票日前日)まで選 挙運動を行うことができる。
7月6日(土) ~21日(日) (投票日)	0	Δ	誕生日前日から7月20日(土) (投票日前日)まで選挙運動を 行うことができる。
7月22日(月)	0	×	誕生日前日は投票日のため、 選挙運動はできない。
7月23日(火)以降	×	×	

## 学校における補助教材の適正な取扱い

26 文科初第 1257 号 平成 27 年 3 月 4 日

各都道府県教育委員会 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学法人学長 構造改革特別区域決第12条第1項 の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長 小 松 親 次 郎

学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)

学校における補助教材については、昭和49年9月3日文初小第404号「学校にお ける補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただい ていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事 例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますの で、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員 会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県 知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におか れては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長に おかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等 について適切にお取り計らいくださいますようお願いします。

記

- 1. 補助教材の使用について
- (1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作

の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書 その他の教材(補助教材)で、有益適切なものは、これを使用することができる こと (学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条)。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、 資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含 まれること。

- (2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態 等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活 用することが重要であること。
- 2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について
- (1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、 特に以下の点に十分留意すること。
  - ・教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
  - ・その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
  - ・多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定 の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするな ど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。
- (2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過 重なものとならないよう留意すること。
- (3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教 育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設け るものとされており(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項)、 この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するな ど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨 は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではな く、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置を とるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的 使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所 管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委 員会は適切な措置をとること。

### 高等学校等における政治的教養の教育と 高等学校等の生徒による政治的活動等

27 文科初第 933 号 平成 27 年 10 月 29 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 各 都 道 府 県 知 事 高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第 1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長 小 松 親 次 郎

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等 の生徒による政治的活動等について(通知)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 75 号)により、施行後 4 年を経過した日(平成 30 年 6 月 21 日)以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に 18 歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 43 号)(以下「改正法」という。)により、施行日(平成 28 年 6 月 19 日)後に初めて行われる国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に 18 歳の誕生日を迎える等の公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 9 条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第 137 条の 2 により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校(以下「高等学校等」という。)にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法(平成18年法律第120号)第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育(以下「政治的教養の教育」という。)を行ってきたところですが、

改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者(以下「有権者」という。)として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような 具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和 44 年 10 月 31 日付け文初高第 483 号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

#### 第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育 上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として 必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されているこ とであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進 しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本

法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治 教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

#### 第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ 中立な立場で生徒を指導すること。

- 2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。
- 3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的 事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができ るよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の 対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々 な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意

すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要となる知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

#### 第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、 以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の法律に基づき、公職選挙法中 普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動 を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日 本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、 投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをい い、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

- 1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動 も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場 を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2 項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止すること が必要であること。
- 2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、 学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その 他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生 じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。
- 3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動について は、以下の点に留意すること。
  - (1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分 連携することが望ましいこと。

#### 第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

#### 第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

#### 作成協力者

石津 廣司 弁護士

小 倉 中 紀 東京都選挙管理委員会事務局広報啓発担当課長

金井 壯太 (公財)明るい選挙推進協会調査広報部主幹

黒崎洋介 神奈川県立湘南台高等学校教諭

桑原 敏典 岡山大学大学院教育学研究科教授

佐藤 良作 福島県選挙管理委員会事務局副主査

杉浦 真理 立命館宇治中学校高等学校教諭

髙橋 朝子 東京都立戸山高等学校主幹教諭

中谷 美穂 明治学院大学法学部政治学科准教授

原 田 謙 介 NPO法人YouthCreate 代表理事

林 大介 東洋大学社会学部助教

藤 井 剛 明治大学文学部特任教授

朴澤 ゆかり 岩手県立盛岡峰南高等支援学校長

(職名は平成27年9月1日現在)

### 私たちが拓く日本の未来【活用のための指導資料】

有権者として求められる力を身に付けるために

著 作 総務省 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

文部科学省 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

表 紙 (株)麒麟三隻館

デザイン (株)麒麟三隻館

イラスト 小野正統

協 力 (公財)明るい選挙推進協会

福島県選挙管理委員会